# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成17年12月16日

【中間会計期間】 第192期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社四国銀行

【英訳名】 The Shikoku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 青木章 泰

【本店の所在の場所】 高知市南はりまや町一丁目1番1号

【電話番号】 高知(088)823局2111番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 横山保幸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田 1 丁目14番 4 号

株式会社四国銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3291局7481番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 間島正登

【縦覧に供する場所】 株式会社四国銀行徳島営業部

(徳島市八百屋町3丁目10番地2)

株式会社四国銀行松山支店

(松山市三番町3丁目9番地4)

株式会社四国銀行東京支店

(東京都千代田区内神田 1 丁目13番 7 号)

株式会社四国銀行高松支店

(高松市瓦町1丁目1番地)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店・高松支店は証券取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度中間 連結会計期間	平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成15年度	平成16年度
		自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
連結経常収益	百万円	26,089	30,127	29,064	52,930	56,023
うち連結信託報酬	百万円				0	0
連結経常利益	百万円	2,971	7,189	2,307	6,674	10,892
連結中間純利益	百万円	4,742	3,429	1,545		
連結当期純利益	百万円				5,240	7,481
連結純資産額	百万円	97,240	105,807	123,071	106,785	118,122
連結総資産額	百万円	2,473,310	2,461,466	2,405,938	2,491,762	2,454,584
1株当たり純資産額	円	445.97	485.44	564.93	489.80	542.08
1株当たり中間純利益	円	21.74	15.73	7.09		
1株当たり当期純利益	円				23.99	34.28
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円					
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.96	9.13	9.53	8.98	9.24
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	51,281	6,338	22,185	59,427	13,150
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	109,837	6,328	3,123	116,132	3,625
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	599	575	570	1,176	1,165
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	38,566	39,258	35,844		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				39,831	55,465
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,991 [ 295]	1,875 [ 369]	1,812 [ 439]	1,889 [ 312]	1,822 [ 382]
信託財産額	百万円	50	45	41	49	47

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
  - 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益については潜在株式がないため記載して おりません。
  - 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を適用しております。
  - 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。 なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

# (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第190期中	第191期中	第192期中	第190期	第191期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	25,864	29,897	28,804	52,428	55,549
うち信託報酬	百万円				0	0
経常利益	百万円	2,712	6,844	2,196	6,549	10,184
中間純利益	百万円	4,734	3,419	1,531		
当期純利益	百万円				5,209	7,447
資本金	百万円	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数	千株	218,500	218,500	218,500	218,500	218,500
純資産額	百万円	97,515	106,043	123,250	107,030	118,319
総資産額	百万円	2,471,356	2,459,586	2,404,179	2,489,899	2,452,728
預金残高	百万円	2,258,158	2,235,460	2,169,824	2,244,395	2,227,258
貸出金残高	百万円	1,524,188	1,487,728	1,484,741	1,542,434	1,528,379
有価証券残高	百万円	724,089	742,677	769,566	755,110	758,976
1株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2.50		
1株当たり配当額	円				5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.89	9.02	9.44	8.90	9.12
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,874 [ 275]	1,757 [ 350]	1,703 [ 400]	1,776 [ 293]	1,708 [ 354]
信託財産額	百万円	50	45	41	49	47
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円	25	25	25	25	25

<sup>(</sup>注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

#### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

			1 7-70 1 - 7 3 7 1 70 1
	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,703 [ 400]	109 [ 39]	1,812 [ 439]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員449人を含んでおりません。
  - 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

#### (2) 当行の従業員数

#### 平成17年9月30日現在

	1 75% 1. 1 2 7 3 2 2 11 7 7 11 11
従業員数(人)	1,703 [ 400]

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員406人を含んでおりません。
  - 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 3 当行の従業員組合は、四国銀行従業員組合と称し、組合員数は1,493人であります。労使間においては特記すべき事項は ありません。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、8月、政府が「景気は企業部門と家計部門がともに改善しており、緩やかに回復している」とし、景気の踊り場からの脱却宣言をしました。その内容としては、企業収益が改善するなか設備投資の増加、雇用情勢の改善、個人消費の緩やかな増加、輸出の持ち直し等と言われています。一方、先行きについては、定率減税縮小、原油価格の動向が内外経済に与える影響等が懸念されておりますが、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれています。当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、住宅建設、公共事業等が前年を下回っていますが、生産活動は横這いで推移し、設備投資、雇用、個人消費は増加、改善しております。「総じて持ち直しに向けた動き」がみられ、先行きについても、当面、底堅い動きで推移するものとみられています。

金融面では、原油価格の高止まりにもかかわらず、景気の本格回復期待感の広がりにより株価は1万3千円台となり、長期金利は、日本銀行が来年春にも量的金融緩和政策を解除するのではとの見方等により1.5%台まで上昇しました。また、消費者物価指数の動向にもよりますが、デフレ脱却が展望できる状況にもなっています。

このような金融経済情勢のもとにありまして、当行グループ(当行、連結子会社及び持分法適用会社)は、経営の効率化と業績の向上に努めました結果、当中間連結会計期間におきまして、次の業績をあげることができました。

主要勘定につきましては、預金は、超低金利の状況のもと、お客様の運用方法の多様化等により、前中間連結会計期間末比654億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆1,693億円となりました。また、お客様の金融商品ニーズの多様化に対応するため、国債・投資信託・個人年金保険等のその他預り資産商品の販売を積極的に推進しました結果、その他個人預り資産残高は、前中間連結会計期間末比688億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1,803億円となりました。貸出金は、資金需要が低調に推移するなか、中小企業向貸出や住宅関連貸出等リテール貸出の強化に努めましたが、前中間連結会計期間末比28億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆4,860億円となりました。なお、住宅ローン推進に注力した結果、住宅ローン残高は、前中間連結会計期間末比165億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2,769億円となりました。有価証券は、国債・地方債等公共債を引受ける一方、資金の効率的運用に努めました結果、前中間連結会計期間末比268億円増加し、当中間連結会計期間末残高は7,711億円となりました。

損益につきましては、資金収益や役務収益の強化と諸費用の削減に努めるとともに、自己査定に基づき引当・償却をいたしました結果、経常利益は前中間連結会計期間比48億82百万円減少し23億7百万円、中間純利益は前中間連結会計期間比18億84百万円減少し15億45百万円となりました。なお、資産の一層の健全化を図るため、当中間連結会計期間より貸出条件緩和債権等を有する債務者のうち与信額が一定額以上の債務者に対する貸倒引当金についてはキャッシュ・フロー見積法を採用する等、貸倒引当金の積み増しを行っております。

連結自己資本比率(国内基準)は前中間連結会計期間末比0.40ポイント上昇し、当中間連結会計期間末は9.53%となりました。

### ・・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物については、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少等により221億85百万円のマイナスとなりました。前中間連結会計期間比158億47百万円減少しております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還等により31億23百万円のプラスとなりました。前中間連結会計期間比32億5百万円減少しております。また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により5億70百万円のマイナスとなりました。この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当中間連結会計期間中に196億20百万円減少し、358億44百万円となりました。

#### (1) 国内・国際業務部門別収支

#### (国内業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前中間連結会計期間に比べ 6 億73百万円減少し、資金調達費用が同 1 億 3 百万円減少したため、同 5 億71百万円減少し179億64百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が前中間連結会計期間に比べ 1 億96百万円増加し、役務取引等費用が同15百万円減少したため、同 2 億11百万円増加し26億 8 百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が国債等債券売却益の減少等で前中間連結会計期間に比べ12億86百万円減少し、その他業務費用が国債等債券売却損の減少等で同14億23百万円減少したため、同1億36百万円増加し43百万円となりました。

#### (国際業務部門)

資金運用収支は、資金運用収益が前中間連結会計期間に比べ 6 億21百万円増加し、資金調達費用が同 4 億18百万円増加したため、同 2 億 2 百万円増加し12億61百万円となりました。

役務取引等収支は、役務取引等収益が前中間連結会計期間に比べ7百万円減少し、役務取引等費用が同4百万円減少したため、同2百万円減少し43百万円となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が前中間連結会計期間に比べ1億34百万円増加し、その他業務費用が同1億54百万円減少したため、同2億87百万円増加し1億18百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
<b>作里</b> 大块	(現)が	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	18,535	1,059	19,594
貝亚廷州牧义	当中間連結会計期間	17,964	1,261	19,226
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	19,178	1,725	23 20,880
クラ貝並建州松血	当中間連結会計期間	18,505	2,346	17 20,833
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	643	666	23 1,286
プロ貝亚酮注負用	当中間連結会計期間	540	1,084	17 1,607
信託報酬	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
	前中間連結会計期間	2,397	45	2,443
汉初权可寻以又	当中間連結会計期間	2,608	43	2,651
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,078	70	3,148
プロ技術取引等収益	当中間連結会計期間	3,274	63	3,338
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	680	24	705
プロ技術取引守負用	当中間連結会計期間	665	20	686
その他業務収支	前中間連結会計期間	93	169	262
この心表が以又	当中間連結会計期間	43	118	162
ニナスの仏光教団分	前中間連結会計期間	1,545	241	1,786
うちその他業務収益	当中間連結会計期間	259	375	634
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,638	410	2,048
	当中間連結会計期間	215	256	472

- (注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、 特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
  - 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
  - 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。

#### (2) 国内・国際業務部門別資金運用/調達の状況

資金運用勘定は、国内業務部門の貸出金と有価証券で主に構成されており、また、資金調達勘定は、国内業務部門の預金がそのほとんどを占めております。主要な勘定の平均残高、利息、利回りの内訳は次のとおりであります。

#### 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
<b>性</b> 類	<del>加</del> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(92,915) 2,306,223	(23) 19,178	1.65
貝並進用刨足	当中間連結会計期間	(88,182) 2,245,350	(17) 18,505	1.64
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,458,241	15,630	2.13
プラ真山並	当中間連結会計期間	1,442,587	14,752	2.03
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,672	1	0.17
プラ阿加 日間証券	当中間連結会計期間	1,175	0	0.15
うち有価証券	前中間連結会計期間	630,642	3,484	1.10
プラ 日 岡 証 分	当中間連結会計期間	653,406	3,690	1.12
うちコールローン	前中間連結会計期間	105,711	3	0.00
及び買入手形	当中間連結会計期間	49,901	0	0.00
うち預け金	前中間連結会計期間	395	0	0.00
プロほび並	当中間連結会計期間	136	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,268,883	643	0.05
真亚酮连酚定	当中間連結会計期間	2,210,186	540	0.04
うち預金	前中間連結会計期間	2,227,749	346	0.03
プロは恋	当中間連結会計期間	2,169,321	270	0.02
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,820	1	0.02
プロ歌版 注	当中間連結会計期間	6,959	1	0.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	1,568	0	0.00
及び売渡手形	当中間連結会計期間	2,997	0	0.00
うち借用金	前中間連結会計期間	34,708	297	1.70
ノジ旧爪並	当中間連結会計期間	33,893	269	1.58

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
  - 2 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除いた円建取引であります。
  - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,674百万円、当中間連結会計期間5,554百万円)を、資金調 達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間5,979百万円、当中間連結会計期間3,000百万円)及び利息 (前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
  - 4 ( )内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

#### 国際業務部門

<b>≨</b> ∓¥5	#0 01	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	150,348	1,725	2.28
貝並 <b>建</b> 用刨足 	当中間連結会計期間	131,641	2,346	3.55
うち貸出金	前中間連結会計期間	33,944	335	1.97
ノの貝山並	当中間連結会計期間	39,139	459	2.34
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
プロ 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	108,454	1,175	2.16
プラ 日 岡 証 分	当中間連結会計期間	81,959	1,347	3.27
うちコールローン	前中間連結会計期間	3,013	19	1.25
及び買入手形	当中間連結会計期間	7,461	124	3.31
うち預け金	前中間連結会計期間	1,198	8	1.34
プロ原门並	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(92,915) 148,242	(23) 666	0.89
貝並剛廷副化	当中間連結会計期間	(88,182) 131,799	(17) 1,084	1.64
うち預金	前中間連結会計期間	30,876	103	0.66
プロ原並	当中間連結会計期間	34,025	338	1.98
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
ノ 3 味恵 注 ! 只立	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	24,411	197	1.61
	当中間連結会計期間	9,555	95	1.98
うち借用金	前中間連結会計期間			
ノシ旧の巫	当中間連結会計期間	╸╸╸╸╸		

<sup>(</sup>注) 1 国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

<u>次へ</u>

<sup>2 ( )</sup>内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

<b>4</b> 素**五	#8 81	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,363,656	20,880	1.76
	当中間連結会計期間	2,288,809	20,833	1.81
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,492,186	15,965	2.13
プラ貝山並	当中間連結会計期間	1,481,726	15,212	2.04
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,672	1	0.17
プロロロ 日 興証分	当中間連結会計期間	1,175	0	0.15
うち有価証券	前中間連結会計期間	739,096	4,660	1.25
プラ 日 岡 証 分	当中間連結会計期間	735,366	5,037	1.36
うちコールローン	前中間連結会計期間	108,724	22	0.04
及び買入手形	当中間連結会計期間	57,362	125	0.43
うち預け金	前中間連結会計期間	1,593	8	1.00
プロ別の金	当中間連結会計期間	136	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,324,210	1,286	0.11
貝亚刚连剑化	当中間連結会計期間	2,253,803	1,607	0.14
うち預金	前中間連結会計期間	2,258,626	449	0.03
ノら原並	当中間連結会計期間	2,203,347	609	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,820	1	0.02
ノ つ 成/反 注 ! 只立	当中間連結会計期間	6,959	1	0.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	25,980	197	1.51
及び売渡手形	当中間連結会計期間	12,553	95	1.51
うち借用金	前中間連結会計期間	34,708	297	1.70
ノジ旧爪並	当中間連結会計期間	33,893	269	1.58

<sup>(</sup>注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,674百万円、当中間連結会計期間5,554百万円)を、資金調 達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間5,979百万円、当中間連結会計期間3,000百万円)及び利息 (前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

<sup>2</sup> 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。

# (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引は、そのほとんどを国内業務部門で占めており、主要な役務取引の内訳は次のとおりであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
性 <del>性 類</del>		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>役務取引等収益</b>	前中間連結会計期間	3,078	70	3,148
1文份权可守权血 	当中間連結会計期間	3,274	63	3,338
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	617		617
プロ原立・負出未効	当中間連結会計期間	639		639
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,361	68	1,429
プロ河目未依	当中間連結会計期間	1,321	62	1,383
うち信託関連業務	前中間連結会計期間			
プロロロ利圧来が	当中間連結会計期間	2		2
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	224		224
フラ配カ肉産来物	当中間連結会計期間	221		221
うち代理業務	前中間連結会計期間	214		214
プロル生業が	当中間連結会計期間	308		308
うち保護預り・	前中間連結会計期間	86		86
貸金庫業務	当中間連結会計期間	87		87
うち保証業務	前中間連結会計期間	183	2	185
ノン 小皿未切	当中間連結会計期間	192	1	193
<b></b> 役務取引等費用	前中間連結会計期間	680	24	705
以初松川守見川	当中間連結会計期間	665	20	686
うち為替業務	前中間連結会計期間	210	9	220
プロ何日未衍	当中間連結会計期間	208	9	217

<sup>(</sup>注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

# (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
<b>化宝光</b> 只	נימ מָּבְּ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,206,259	28,553	2,234,813
	当中間連結会計期間	2,142,987	26,351	2,169,338
うち流動性預金	前中間連結会計期間	865,248		865,248
プラ州 劉 注 頂 並	当中間連結会計期間	906,802		906,802
- よウ### <b>な</b> ろ	前中間連結会計期間	1,308,078		1,308,078
うち定期性預金   	当中間連結会計期間	1,205,516		1,205,516
7 + 7 O/IL	前中間連結会計期間	32,932	28,553	61,485
うちその他 	当中間連結会計期間	30,668	26,351	57,020
<b>譲渡州貊</b> 仝	前中間連結会計期間	5,640		5,640
譲渡性預金	当中間連結会計期間	10,598		10,598
w^=1	前中間連結会計期間	2,211,899	28,553	2,240,453
総合計	当中間連結会計期間	2,153,585	26,351	2,179,937

<sup>(</sup>注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定 分等は国際業務部門に含めております。

- 2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 3 定期性預金=定期預金+定期積金



# (5) 貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

	平成16年	9月30日	平成17年	9月30日
業種別	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,488,864	100.00	1,486,035	100.00
製造業	204,482	13.73	192,196	12.93
農業	1,350	0.09	1,210	0.08
林業	2,623	0.18	543	0.04
漁業	6,676	0.45	5,991	0.40
鉱業	2,000	0.14	1,891	0.13
建設業	91,368	6.14	88,694	5.97
電気・ガス・熱供給・水道業	8,087	0.54	8,199	0.55
情報通信業	7,473	0.50	8,525	0.57
運輸業	47,290	3.18	50,034	3.37
卸売・小売業	252,333	16.95	238,750	16.07
金融・保険業	34,279	2.30	38,860	2.61
不動産業	148,840	10.00	160,488	10.80
各種サービス業	255,400	17.15	240,084	16.16
地方公共団体	82,533	5.54	92,811	6.25
その他	344,122	23.11	357,753	24.07
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,488,864		1,486,035	

外国政府等向け債権残高(国別) 該当ありません。

# (6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
T里犬!!	共77万円	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	296,226		296,226
	当中間連結会計期間	330,701		330,701
地方債	前中間連結会計期間	115,616		115,616
地刀貝	当中間連結会計期間	124,521		124,521
社債	前中間連結会計期間	112,318		112,318
	当中間連結会計期間	105,922		105,922
株式	前中間連結会計期間	72,707		72,707
が正し	当中間連結会計期間	92,529		92,529
その他の証券	前中間連結会計期間	41,091	106,361	147,452
	当中間連結会計期間	39,441	78,063	117,505
合計	前中間連結会計期間	637,960	106,361	744,321
	当中間連結会計期間	693,117	78,063	771,181

- (注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、 特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
  - 2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

#### (7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社 1 社であります。

#### 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産					
	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結 (平成17年	会計期間末 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
有価証券	25	55.12	25	59.65	
信託受益権					
現金預け金	20	44.88	16	40.35	
合計	45	100.00	41	100.00	

負債				
	前中間連結 (平成16年	会計期間末 9月30日)		会計期間末 9月30日)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	45	100.00	41	100.00
合計	45	100.00	41	100.00

<sup>(</sup>注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 百万円、当中間連結会計期間末 百万円

前へ次へ

<sup>2</sup> 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

#### (単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

#### 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)- (A)
業務粗利益	21,244	21,468	224
うち信託報酬			
経費(除く臨時処理分)	15,696	15,632	64
人件費	8,635	8,466	169
物件費	6,137	6,249	112
税金	923	917	6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,548	5,836	288
一般貸倒引当金繰入額		2,971	2,971
業務純益	5,548	2,865	2,683
うち債券関係損益	198	26	224
臨時損益	1,295	668	1,963
株式関係損益	3,557	3,495	62
不良債権処理損失	2,130	4,124	1,994
貸出金償却	1,872	1,560	312
個別貸倒引当金純繰入額		2,509	2,509
その他の債権売却損等	258	54	204
その他臨時損益	130	39	91
経常利益	6,844	2,196	4,648
特別損益	1,377	544	1,921
うち動産不動産処分損益	16	31	47
うち償却債権取立益	705	531	174
うち貸倒引当金取崩額	819		819
うち減損損失	1,458	18	1,440
うち退職給付会計会計基準変更時差異償却	1,080		1,080
税引前中間純利益	5,467	2,740	2,727
法人税、住民税及び事業税	23	23	0
法人税等調整額	2,023	1,185	838
中間純利益	3,419	1,531	1,888

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支+信託報酬
  - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
  - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
  - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
  - 5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却
  - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
資金運用利回	1.65	1.64	0.01
貸出金利回	2.13	2.04	0.09
有価証券利回	1.10	1.12	0.02
資金調達原価	1.40	1.43	0.03
預金等利回	0.03	0.02	0.01
外部負債利回	1.65	1.47	0.18
総資金利鞘 -	0.25	0.21	0.04

<sup>(</sup>注) 1 「国内業務部門」とは円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除いた円建取引であります。

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	10.38	9.63	0.75
業務純益ベース	10.38	4.73	5.65
中間純利益ベース	6.40	2.52	3.88

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

# (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,235,460	2,169,824	65,636
預金(平残)	2,260,164	2,203,896	56,268
貸出金(末残)	1,487,728	1,484,741	2,987
貸出金(平残)	1,491,007	1,480,499	10,508

## (2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	1,645,360	1,597,908	47,452
法人	589,168	571,916	17,252
計	2,234,528	2,169,824	64,704

<sup>(</sup>注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

<sup>2 「</sup>外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	282,363	296,962	14,599
住宅ローン残高	260,355	276,905	16,550
その他ローン残高	22,007	20,056	1,951

## (4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高		百万円	1,202,668	1,186,124	16,544
総貸出金残高		百万円	1,487,728	1,484,741	2,987
中小企業等貸出金比率	/	%	80.83	79.88	0.95
中小企業等貸出先件数		件	105,067	97,932	7,135
総貸出先件数		件	105,359	98,237	7,122
中小企業等貸出先件数比率	/	%	99.72	99.68	0.04

- (注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
  - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

# 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間名	会計期間	当中間会計期間		
<b>作里</b> 規	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)	
手形引受	7	52	5	14	
信用状	189	3,059	163	2,863	
保証	2,195	20,495	1,993	16,746	
計	2,391	23,607	2,161	19,625	

# <u>前へ</u> 次へ

#### (自己資本比率の状況)

#### (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。 なお、当行は、国内基準を適用しております。

#### 連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日	
	<b>坦</b>		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		25,000	25,000
	うち非累積的永久優先株	_		
	新株式払込金			
	資本剰余金	_	6,563	6,563
	利益剰余金		47,939	52,517
	連結子会社の少数株主持分	_	1,546	1,717
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	_		
l	その他有価証券の評価差損( )	_		
基本的項目	自己株式払込金			
	自己株式( )	_	351	416
	為替換算調整勘定	-		
	営業権相当額( )	_		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )	-		
	連結調整勘定相当額( )	_		
	計	(A)	80,698	85,380
	うちステップアップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の   45%相当額	_	9,825	9,765
	一般貸倒引当金	_	7,958	9,280
********	負債性資本調達手段等	_	24,000	23,000
補完的項目	うち永久劣後債務(注2)	_		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	_	24,000	23,000
	計	_	41,783	42,046
	うち自己資本への算入額	(B)	41,783	41,040
控除項目	控除項目(注4)	(C)	109	138
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	122,372	126,283
1172	資産(オン・バランス)項目		1,316,566	1,304,161
リスク・   アセット等	オフ・バランス取引項目		22,553	19,848
	計	(E)	1,339,120	1,324,010
	比率(国内基準) = (D) / (E) × 100(%)		9.13	9.53

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年 を超えるものに限られております。
  - 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

#### 単体自己資本比率(国内基準)

	項目		平成16年 9 月30日	平成17年 9 月30日
	<b>場口</b>		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		25,000	25,000
	うち非累積的永久優先株			
	新株式払込金			
	資本準備金		6,563	6,563
	その他資本剰余金		0	
	利益準備金		13,497	13,906
	任意積立金		25,945	31,875
	中間未処分利益		8,624	6,824
基本的項目	その他			
	その他有価証券の評価差損( )	-		
	自己株式払込金			
	自己株式( )		259	325
	営業権相当額( )			
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )			
	計	(A)	79,370	83,843
	うちステップアップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額		9,825	9,765
	一般貸倒引当金		7,487	8,830
	負債性資本調達手段等		24,000	23,000
補完的項目 	うち永久劣後債務(注2)			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		24,000	23,000
	計		41,312	41,595
	うち自己資本への算入額	(B)	41,312	41,028
控除項目	控除項目(注4)	( C )		
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	120,683	124,872
	資産(オン・バランス)項目		1,314,445	1,302,220
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		22,553	19,848
	計	(E)	1,336,999	1,322,068
単体自己資本	比率(国内基準) = (D) / (E) × 100(%)		9.02	9.44

- (注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

#### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	平成16年 9 月30日	平成17年 9 月30日
関惟の匹力	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15,999	14,306
危険債権	59,835	27,983
要管理債権	54,871	44,809
正常債権	1,384,703	1,420,570

# <u>前へ</u>

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

#### 3 【対処すべき課題】

金融機関を取り巻く環境は、銀行保険窓販拡大や銀行代理店制度の見直しなど業務の規制緩和が一段と進む見通しであり、ますます競争が激しくなっています。このような経営環境のもと、当行は『収益力の強化』『内部管理態勢の高度化』『資産の健全化』の三つを直面する経営課題と捉え、この課題を改善・克服するために昨年度より中期経営計画「2004 革新」(平成16年4月~平成19年3月)をスタートさせました。

この中期経営計画「2004 革新」では革新という言葉をキーワードに、「三つの革新」を柱とした施策に取り組んでいます。そして中間年度である平成17年度は、この「2004 革新」を"軌道に乗せる"年度と位置付けています。

「三つの革新」とは具体的には次のとおりです。

・店舗戦略の革新

地域における各営業店の特性に応じた役割を見直し、その役割に応じた行員の育成、配置をすることでお客さまのニーズによりきめ細かく対応します。

人事制度の革新

業務内容、能力評価基準などを見直し、地域に役立つ人材の育成・有効活用に繋げていきます。

・組織運営の革新

地域のお客さまに高度な金融サービスを提供するための組織を立ち上げ、効率的な業務運営の態勢を整備します。

本年度は、各施策の取り組みを一段と強化し、将来を見据えた足腰の強い組織を構築するとともに、計画の実効性を高めてまいります。

また、本年8月には「地域密着型金融推進計画」を策定し、公表しました。重点強化期間である平成18年度末までの間、当行は本計画を着実に実施していくことにより、地域経済の活性化に寄与するとともに、地域に必要不可欠な金融機関として支持を得られるよう努力してまいります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当ありません。

# 第3 【設備の状況】

## 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において異動があった主要な設備は次のとおりであります。

(1) 新設、改修 該当ありません。

(2) 売却

(当行)

店舗名 所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数	
	四年地	別任地   設備の内谷	面積(m²)			(人)		
旧本店敷地	高知県 高知市	所有不動産	755	105	•	1	105	•

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

# (1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)		
普通株式	500,000,000		
計	500,000,000		

(注) 「株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる」旨を定款に定めております。

## 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月16日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	218,500,000	同左	大阪証券取引所 市場第1部 東京証券取引所 市場第1部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
計	218,500,000	同左		

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

# (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年 9 月30日		218,500		25,000,000		6,563,091

#### (4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,465	5.70
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	11,546	5.28
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	9,076	4.15
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	7,542	3.45
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	5,395	2.46
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	4,818	2.20
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	4,697	2.14
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,302	1.96
四国銀行従業員持株会	高知市南はりまや町一丁目1番1号	4,225	1.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,206	1.46
計		67,275	30.78

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 12,465千株 資産管理サービス信託銀行株式会社 4,302千株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,206千株

#### (5) 【議決権の状況】

#### 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

	1		
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 503,000		権利内容に何ら限定のない当行にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 214,819,000	214,819	同上
単元未満株式	普通株式 3,178,000		同上
発行済株式総数	218,500,000		
総株主の議決権		214,819	

<sup>(</sup>注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が17千株含まれております。 また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が17個含まれております。

## 【自己株式等】

#### 平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
当行	高知市南はりまや町 一丁目1番1号	503,000		503,000	0.23
計		503,000		503,000	0.23

<sup>(</sup>注) 株主名簿上は、当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が1千株(議決権1個)あります。 なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

#### 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年 4月	平成17年 4月 5月 6月 7月		8月	9月	
最高(円)	666	620	597	574	581	600
最低(円)	586	580	545	540	532	544

<sup>(</sup>注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

該当ありません。

# 第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び 当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

# (1) 【中間連結財務諸表】

# 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期		当中間連結会計期間末		前連結会計年原 連結貸借対照 (平成17年 3 月3	表
	注記	(平成16年9月3	<sup>0口)</sup> 構成比	,	(平成17年9月30日) - 本既(天工田)   構成比		間日) 構成比
区分	番号	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
(資産の部)							
現金預け金		40,917	1.66	36,279	1.51	55,934	2.28
コールローン及び買入手形		96,987	3.94	36,270	1.51	23,275	0.95
買入金銭債権		6,909	0.28	8,352	0.35	9,215	0.37
商品有価証券		1,081	0.04	632	0.03	1,142	0.05
金銭の信託		5,970	0.24	3,164	0.13	3,000	0.12
有価証券	1,7	744,321	30.24	771,181	32.05	760,645	30.99
貸出金	2,3 4,5 6,8	1,488,864	60.49	1,486,035	61.76	1,529,539	62.31
外国為替	6	3,575	0.15	3,409	0.14	3,085	0.13
その他資産	7,9	10,182	0.41	10,806	0.45	11,178	0.46
動産不動産	7,10 11 12	47,225	1.92	46,593	1.94	47,026	1.92
繰延税金資産		14,171	0.58	4,297	0.18	8,189	0.33
支払承諾見返		23,607	0.96	19,625	0.81	18,214	0.74
貸倒引当金		22,350	0.91	20,710	0.86	15,861	0.65
資産の部合計		2,461,466	100.00	2,405,938	100.00	2,454,584	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年原 連結貸借対照 (平成17年3月3	表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	2,234,813	90.79	2,169,338	90.17	2,226,645	90.71
譲渡性預金		5,640	0.23	10,598	0.44	7,990	0.33
コールマネー及び売渡手形		20,235	0.82	7,929	0.33	11,279	0.46
借用金	13	35,170	1.43	34,283	1.42	34,602	1.41
外国為替		115	0.00	53	0.00	14	0.00
その他負債		12,062	0.49	15,103	0.63	11,961	0.49
退職給付引当金		13,573	0.55	15,366	0.64	15,185	0.62
再評価に係る繰延税金負債	10	8,827	0.36	8,773	0.36	8,827	0.36
支払承諾		23,607	0.96	19,625	0.82	18,214	0.74
負債の部合計		2,354,045	95.63	2,281,073	94.81	2,334,720	95.12
(少数株主持分)					Į.		
少数株主持分		1,613	0.07	1,792	0.07	1,741	0.07
(資本の部)							
資本金		25,000	1.01	25,000	1.04	25,000	1.02
資本剰余金		6,563	0.27	6,563	0.27	6,563	0.27
利益剰余金		48,485	1.97	53,062	2.21	51,991	2.12
土地再評価差額金	10	13,006	0.53	12,927	0.54	13,006	0.53
その他有価証券評価差額金		13,104	0.53	25,936	1.08	21,958	0.89
自己株式		351	0.01	416	0.02	396	0.02
資本の部合計		105,807	4.30	123,071	5.12	118,122	4.81
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,461,466	100.00	2,405,938	100.00	2,454,584	100.00

# 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会	 計期間	当中間連結会	計期間	前連結会計年度の 要約連結損益計算書		
		(自 平成16年 4		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		(自 平成16年4	月1日	
区分	注記	至 平成16年 9 金額(百万円)	百分比	至 平成17年 9 金額(百万円)	百分比	至 平成17年3	百分比	
経常収益	番号	30,127	(%) 100.00	29,064	(%) 100.00	56,023	(%) 100.00	
資金運用収益		·	100.00	·	100.00	41,835	100.00	
		20,880		20,833				
(うち貸出金利息)		(15,965)		(15,212)		(31,701)		
(うち有価証券利息配当金)		(4,661)		(5,038)		(9,572)		
信託報酬						0		
役務取引等収益		3,148		3,338		6,361		
その他業務収益		1,786		634		3,079		
その他経常収益		4,311		4,257		4,746		
経常費用		22,938	76.14	26,757	92.06	45,130	80.56	
資金調達費用		1,288		1,608		2,649		
(うち預金利息)		(449)		(609)		(926)		
役務取引等費用		705		686		1,420		
その他業務費用		2,048		472		2,996		
営業経費		16,378		16,393		32,132		
その他経常費用	1	2,517	l	7,595		5,932		
経常利益		7,189	23.86	2,307	7.94	10,892	19.44	
特別利益	2	1,190	3.95	594	2.04	2,791	4.98	
特別損失	3,4	2,951	9.79	47	0.16	4,048	7.22	
税金等調整前中間(当期)純利益		5,428	18.02	2,854	9.82	9,635	17.20	
法人税、住民税及び事業税		32	0.11	103	0.36	96	0.17	
法人税等調整額		1,993	6.62	1,143	3.93	1,967	3.51	
少数株主利益 ( は少数株主損失)		26	0.09	61	0.21	90	0.16	
中間(当期)純利益		3,429	11.38	1,545	5.32	7,481	13.36	

# 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間	·····································	当	中間連結会計期間	前連結会計年度の
		(自 平成16年4月1		_ (自 至	平成17年4月1日	連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日
	注記	至 平成16年9月30	日)	至	平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
区分	番号	金額(百万円)			金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)						
資本剰余金期首残高		6,5	563		6,563	6,563
資本剰余金減少高			0			0
自己株式処分差損			0			0
資本剰余金中間期末(期末)残高		6,	563		6,563	6,563
(利益剰余金の部)						
利益剰余金期首残高		45,0	063		51,991	45,063
利益剰余金増加高		3,9	974		1,624	8,026
中間(当期)純利益		3,4	129		1,545	7,481
土地再評価差額金取崩額		:	544		78	544
利益剰余金減少高		:	553		554	1,098
配当金		:	545		545	1,090
役員賞与			8		9	8
自己株式処分差損					0	0
利益剰余金中間期末(期末)残高		48,4	185		53,062	51,991

# 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー 税金等調整前中間(当期) 純利益			5,428		2,854	9,635
減価償却費			995		1,051	2,039
減損損失			1,458		18	1,458
持分法による投資損益( )			10		11	28
貸倒引当金の増加額 又は減少額()			5,835		4,848	12,324
退職給付引当金の増加額 又は減少額( )			1,369		181	2,980
資金運用収益			20,880		20,833	41,835
資金調達費用			1,288		1,608	2,649
有価証券関係損益( )			3,359		3,521	3,630
金銭の信託の運用損益( )			9		164	90
為替差損益( )			11		11	24
動産不動産処分損益( )			16		31	15
貸出金の純増( )減			54,791		43,503	14,116
預金の純増減( )			7,154		57,305	15,326
譲渡性預金の純増減( )			5,620		2,608	3,270
借用金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減( )			200		318	768
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減			13		34	1,175
コールローン等の純増( )減			39,845		12,132	31,560
商品有価証券の純増( )減			1,204		510	1,143
コールマネー等の純増減( )			8,361		3,349	17,317
外国為替(資産)の純増( )減			734		324	243
外国為替(負債)の純増減( )			103		38	2
資金運用による収入			21,679		21,403	42,830
資金調達による支出			1,268		1,581	2,746
その他			1,330		1,126	1,169
小計			6,284		22,050	13,172
法人税等の支払額			54		134	22
営業活動による キャッシュ・フロー			6,338		22,185	13,150

				1		前連結会計年度の
		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間	連結キャッシュ・フロー計算書
		自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出			282,709		84,029	451,730
有価証券の売却による収入			244,475		41,933	348,964
有価証券の償還による収入			44,756		45,243	103,821
金銭の信託の減少による収入						3,069
動産不動産の取得による支出			311		258	657
動産不動産の売却による収入			117		234	156
投資活動による キャッシュ・フロー			6,328		3,123	3,625
財務活動による キャッシュ・フロー						
配当金の支払額			544		543	1,089
少数株主への配当金の支払額			6		6	6
自己株式の取得による支出			26		21	75
自己株式の売却による収入		,	1		1	5
財務活動による キャッシュ・フロー			575		570	1,165
現金及び現金同等物に係る 換算差額			11		11	24
現金及び現金同等物 の増減( )額			573		19,620	15,633
現金及び現金同等物 の期首残高			39,831		55,465	39,831
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高			39,258		35,844	55,465

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5 社	(1) 連結子会社 5 社	(1) 連結子会社 5 社
	会社名 四銀ビジネス	会社名 四銀ビジネス	会社名 四銀ビジネス
	サービス株式会社	サービス株式会社	サービス株式会社
	四銀ビル管理	四銀ビル管理	四銀ビル管理
	株式会社	株式会社	株式会社
	四国保証サービス	四国保証サービス	四国保証サービス
	株式会社	株式会社	株式会社
	四銀コンピューター	四銀コンピューター	四銀コンピューター
	サービス株式会社	サービス株式会社	サービス株式会社
	四銀キャピタル	四銀キャピタル	四銀キャピタル
	リサーチ株式会社	リサーチ株式会社	リサーチ株式会社
	(2) 非連結子会社 1 社	(2) 非連結子会社 1社	(2) 非連結子会社 1 社
	会社名 四国ベンチャー育成	会社名 四国ベンチャー育成	会社名 四国ベンチャー育成
	第1号投資事業有限	第 1 号投資事業有限	第1号投資事業有限
	責任組合	責任組合	責任組合
	非連結子会社は、その資産、経	非連結子会社は、その資産、経	非連結子会社は、その資産、経
	常収益、中間純損益(持分に見合	常収益、中間純損益(持分に見合	常収益、当期純損益(持分に見合
	う額)及び利益剰余金(持分に見合	う額)及び利益剰余金(持分に見合	う額)及び利益剰余金(持分に見合
	う額)等からみて、連結の範囲か	う額)等からみて、連結の範囲か	う額)等からみて、連結の範囲か
	ら除いても企業集団の財政状態及	ら除いても企業集団の財政状態及	ら除いても企業集団の財政状態及
	び経営成績に関する合理的な判断	び経営成績に関する合理的な判断	び経営成績に関する合理的な判断
	を妨げない程度に重要性が乏しい	を妨げない程度に重要性が乏しい	を妨げない程度に重要性が乏しい
	ため、連結の範囲から除外してお	ため、連結の範囲から除外してお	ため、連結の範囲から除外してお
	ります。	ります。	ります。
2 持分法の適用に関する事	(1) 持分法適用の非連結子会社	(1) 持分法適用の非連結子会社	(1) 持分法適用の非連結子会社
項	0 社	0 社	0 社
	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社
	1 社	1 社	1 社
	会社名 四銀総合リース	会社名 四銀総合リース	会社名 四銀総合リース
	株式会社	株式会社	株式会社
	(3) 持分法非適用の非連結子会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社
	1 社	1 社	1 社
	会社名 四国ベンチャー育成	会社名 四国ベンチャー育成	会社名 四国ベンチャー育成
	第 1 号投資事業有限	第 1 号投資事業有限	第 1 号投資事業有限
	責任組合	責任組合	責任組合
	(4) 持分法非適用の関連会社	(4) 持分法非適用の関連会社	(4) 持分法非適用の関連会社
	0社	0社	0社
	持分法非適用の非連結子会社	持分法非適用の非連結子会社	持分法非適用の非連結子会社
	は、中間純損益(持分に見合う額)	は、中間純損益(持分に見合う額)	は、当期純損益(持分に見合う額)
	及び利益剰余金(持分に見合う額)	及び利益剰余金(持分に見合う額)	及び利益剰余金(持分に見合う額)
	等からみて、持分法の対象から除	等からみて、持分法の対象から除	等からみて、持分法の対象から除
	いても中間連結財務諸表に重要な	いても中間連結財務諸表に重要な	いても連結財務諸表に重要な影響
	影響を与えないため、持分法の対	影響を与えないため、持分法の対	を与えないため、持分法の対象か
2 1=417.41.21.45	象から除いております。	象から除いております。	ら除いております。
3 連結子会社の(中間)決算	連結子会社の中間決算日は次の	同左 	連結子会社の決算日は次のとお
日等に関する事項	とおりであります。		りであります。 
4 人址加西甘油与园土之古	9月末日 5社	(4) 辛口左萨红光系统连世选卫-**	3月末日 5社
4 会計処理基準に関する事	(1) 商品有価証券の評価基準及び   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 商品有価証券の評価基準及び   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 商品有価証券の評価基準及び   
項	評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	評価方法 	評価方法     日本 日本
	商品有価証券の評価は、時価	同左	同左
	法(売却原価は移動平均法によ		
	り算定)により行っておりま   <sub>ま</sub>		
	す。		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(2) 有価証券の評価基準及び評価	(2) 有価証券の評価基準及び評価	(2) 有価証券の評価基準及び評価
方法	方法	方法
(イ)有価証券の評価は、満期保	(イ) 同左	(イ)有価証券の評価は、満期保
有目的の債券については移動	(1)	有目的の債券については移動
平均法による償却原価法(定		平均法による償却原価法(定
,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
額法)、その他有価証券のう		額法)、その他有価証券のう
ち時価のあるものについて		ち時価のあるものについて
は、中間連結決算日の市場価		は、連結決算日の市場価格等
格等に基づく時価法(売却原		に基づく時価法(売却原価は
価は移動平均法により算		主として移動平均法により算
定)、時価のないものについ		定)、時価のないものについ
ては移動平均法による原価法		ては、移動平均法による原価
又は償却原価法により行って		法又は償却原価法により行っ
おります。		ております。
なお、その他有価証券の評		なお、その他有価証券の評
価差額については、全部資本		価差額については、全部資本
直入法により処理しておりま		直入法により処理しておりま
す		す。
゜	(口) 同左	,。 (口)   同左
る単独運用の金銭の信託にお	(日) 四生	(1) 192
いて信託財産として運用され		
ている有価証券の評価は、時		
価法により行っております。		
(3) デリバティブ取引の評価基準	(3) デリバティブ取引の評価基準	(3)デリバティブ取引の評価基準
及び評価方法	及び評価方法	及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、	同左	同左
時価法により行っております。		
(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法
動産不動産	動産不動産	動産不動産
当行の動産不動産は、定率	同左	当行の動産不動産は、定率
法(ただし、平成10年4月1		法(ただし、平成10年4月1
日以後に取得した建物(建物		日以後に取得した建物(建物
附属設備を除く。)について		附属設備を除く。)について
は定額法)を採用し、年間減		は定額法)を採用しておりま
価償却費見積額を期間により		す。
按分し計上しております。		なお、主な耐用年数は次の
なお、主な耐用年数は次の		とおりであります。
とおりであります。		建物 19年~50年
建物 19年~50年		動産 5年~15年
動産 5年~15年		連結子会社の動産不動産に
連結子会社の動産不動産に		ついては、資産の見積耐用年
ついては、資産の見積耐用年		数に基づき、主として定率法
数に基づき、主として定率法		により償却しております。
により償却しております。		
ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア
自社利用のソフトウェアに	同左	同左
ついては、当行及び連結子会		
社で定める利用可能期間(主		
として5年)に基づく定額法		
により償却しております。		
·	(5) 伶個コックのサーロ第	(5) 役囚引业をの共し甘油
(5) 貸倒引当金の計上基準	(5) 貸倒引当金の計上基準	(5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定	当行の貸倒引当金は、予め定	当行の貸倒引当金は、予め定
めている償却・引当基準に則	めている償却・引当基準に則	めている償却・引当基準に則
り、次のとおり計上しておりま	り、次のとおり計上しておりま	り、次のとおり計上しておりま
 す。	す。	す。

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下、「破綻先」という。) に係る債権及びそれと同等の状 況にある債務者(以下、「実質 破綻先」という。)に係る債権 については、以下のなお書きに 記載されている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分可能見 込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経 営破綻の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権に ついては、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。上記以 外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33.021百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、 一般債権については過去の貸倒 実績率等を勘案して必要と認め た額を、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可 能性を勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当てておりま す。 当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下、「破綻先」という。) に係る債権及びそれと同等の状 況にある債務者(以下、「実質 破綻先」という。)に係る債権 については、以下のなお書きに 記載されている直接減額後の帳 箇価額から、担保の処分可能見 込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経 営破綻の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権に ついては、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額以上の 大口債務者のうち、債権の元本 の回収及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合理的に 見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約 できば出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と債権の 帳簿価額との差額を貸倒引当金 とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、 過去の一定期間における貸倒実 績から算出した貸倒実績率等に 基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,300百万円であります。

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

破産、特別清算等法的に経営 破綻の事実が発生している債務 者(以下、「破綻先」という。) に係る債権及びそれと同等の状 況にある債務者(以下、「実質 破綻先」という。)に係る債権 については、以下のなお書きに 記載されている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分可能見 込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経 営破綻の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権に ついては、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。上記以 外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35.986百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒 実績率等を勘案して必要と認め た額を、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可 能性を勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当てておりま

制・中間連絡会計制度 (目 平成19年4月1日) (日 日 年 (日 日 年 (日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 (日 日 日 日			
一般関係については過去の時日 実備半等を物度して必要と認め た額を、開発的金融機等特定の 情体については、個別に回収可 能性を卸収、回収下底見込動 をそれでおりますであります。 に関始的では高えるため、当連結 会計を度末における理能が回収末においてを おいてを対理などので変更のであられる 経を計していると数の合れる 経を計していると数の合れる 経を計しております。 過去数解機解入び取煙計算上の 差質の費用処理方法はいてのと おりてあります。 過去数解機解入の変更は割算上の 差質の費用処理方法はいてのと おりてあります。 過去数解機解入の変更は割算上の 差質の費用処理方法はいてのと おりてあります。 過去数解機解入の変理計算上の 差質の費用処理方法はいてのと おりてあります。 過去数解機解入の変理計算上の 差質の費用処理方法はいてのと おりてあります。 過去数解機解との変更は の実験により費用 処理 製設計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均秩序動解的関内の一定の年数(10年)による定態法により費用 処理 製設計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均秩序動解的関内の一定の年数(10年)による定態法により費用 処理 製理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均秩序動解的内の一定の年数(10年)による 定度話により発力した報 をそれぞれ発生の影理結 会計年度から費用処理 なあ、会計基等を更時差異 (15,500百万円)については、5 年による按分基を開発度に 生年を基金金の代行部分を返上し たことにより、当時限議会計期間 においては同時分離れ限はする を表した間を計まります。 ただし、前連結会計年度に厚 生年基金金の代行部分を返上し たことにより、当時機能会計を のたしております。 (7) 外質理質症・負債の投資基準 当行の外質理質症・負債のと 中間起決算目の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は存日の為替相地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替用地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の為替相地による門 表面は算日の過程が表 (8) リース取引の処理方法 同左	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
(6) 這関係付引当金の計上基準		連結子会社の貸倒引当金は、	
(6) 這関係付引当金の計上基準		一般債権については過去の貸倒	
(6) 運動給付引当金の計上基準			
(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の 退職給付司当金は、従業員の に変したをし、当機制表に が及び年金額の見品に基づ き、当中国球局を制期期末においてのとおりであります。 表、過去影解機関本によりまま。また、過去影務値解及び数 理論員上のを見る機関の一定の事の手持を制期期間的 の一定の事故行の手による 定額法により費用 処理 数計年度の完全時の従業員 の平均残存影解期間内の一定の事故(10年)による 定額法により費用 処理 数計年度の完全時の従業員 の平均残存影解期間内の一定の事故(10年)による 定額法により費用 必理 数理計算上の差異、各連結会 前年度の完全時務期間内の一定の事故(10年)による 定額法により費用 必理 数理計算上の差異、各連結会 計年度の完全時機関 なお、会計基果を更時差異 (15.550百万円)については、5 年による按分解を費用処理 なお、会計者果を更時差異 (15.550百万円)については、5 年による按分解を費用処理 なた、会計者を変更時差異 (15.550百万円)については、5 年による按分解を費用処理 なた、会計者を変更時差異 (15.550百万円)については、5 年による按分解を費用処理 なた、会計を変更時差異 (15.550百万円)については、5 年による按分解を費用処理 なた、会計を変更時差異 (15.550百万円)については、5 年による按分解を費用処理 なたことにより、当職組会計年度に 生金差をの代行部分を返上したことによの当 大変表の「日本の検算基準 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基準 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所と自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外算道所を自員の検算基率 当行の外可達到を自員の検算基率 当行の外可達到を自員の検算基率 当行の外可達到を自員の検算基率 当行の外可達到を自員の検算基率 当行の外可達到を自員の検算基本 当行の外可達到を自員の検算法を 当行の外可達到を自己のと対しよる可 検護的とのものとの と認めれるもの以外ののファイ ナンス・リンス・リンス・リンス・同様を は、ことを と認めれるもの以外ののファイ ナンス・リンス・関係を は、自己のとは、との とは、自己の検算法を 当行の外算道所を 当行の外算道所を 当行の外算道所を 当行の外算道所を 当行の外算道所を 当行の外算道所を 当のの地域とと と認めれるもの以外ののファイ 大のののとしておりまる。 と認めれるもの以外ののファイ 大ののとしてものとしたると と認めれるものと と認めれるものと と述めれると と認めれると と述			
(6) 退職給付引当金の計上基率			
(6) 退職給付引当金の計上基準   退職給付引当金の計上基準   退職給付引当金の計上基準   退職給付引当金化、従業員の   退職給付明   過金化、従業員の   退職給付明   過金化、従来員   2 表   2 本   2 x			
(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の 退職給付出金は、従業員の 退職給付割当金は、従業員の 退職給付割当金は、従業員の 退職給付割当金は、従業員の 退職給付割当金は、従業員の 2、当中間基結会計制間末における退職給付償 務及び年金資産の見込態に基づ を、当中間基結会計制間末における退職と付償 務及び年金資産の見込態に基づ を、当中間基結会計制間末における退職と付償 務及び年金資産の見込態に基づ を、当中間基結会計制間ではは下のと 選員の費用規理方法は以下のと おりであります。 過去動務債務とび数理計算上の 選員の費用規理方法は以下のと おりであります。 過去動務債務により費用 規理 数理計集上の差異・急運結会 計年度の多性生態の従業員 の平均残存動務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により費用 規理 数理計算上の差異・急運結会 計年度の多性生態の従業員 の平均残存動務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により投分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用規理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投始配を費用処理する こととし、当中間連結会計 関におけては耐労税に2分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計中度に厚 生年金基金の代行部分を返上し たことにより、当中間連結会計 期間におけて費用処理制理 るよ、会計基準変更時差と 対した額を計上しております。 (7) 外質建資産・負債の投煙基準 当行の外護建資差・負債は、中間連結会計 財用のにおける費用処理制理しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連絡を計 財用のにおける費用処理が す。 (7) 外質建資産・負債の投煙基準 当行の外護建資差・負債は、中間連結会計 財用のにおける費用処理制理 ます。 (7) 外質建資産・負債の投煙基準 当行の外護建資と・負債は、中間連結会計 財用のにおける費用処理制理しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連絡を計年度 における費用処理が す。 (7) 外質建資産・負債の投煙基準 当行の外護建資差・負債は、中間連結会計 財用のにおける費用処理 は、中間連結会計 財用のにおける費用処理 は、中間連結会計 財産をつております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結を2をのいのである と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引の処理方法 同左		· ·	
認職給付引当金は、従業員の 認職給付に備えるため、当理結合 会計年度末に対する遺職給付施 積及び年全資産の司法額に基づき、当中間連結会計期間未において発生していると認められる 語を計上しております。また、 過去動解病解及び理則計算上の差異・ 過去動解病解との発生時の 従業員の平均残存動務期 関内の一定の年数(10年) による定額法により資用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期 関内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期 関内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期 関内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による 定額法により技分した額 をそれぞれ発生の選連結会計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)におき 定額法により技分した額 をそれぞれ発生の選連結会計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)におき 定額法により技分した額 をそれぞれ発生の選連結会計年度の発養時の投業者 会計年度から費用処理 なお、会計基等変更時差異 (15,550百万円)については、 5年による投分額を費用処理して おります。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計 間における費用処理額は 1,680百万円となっております。 (7)外資建資産・負債の投業基準 当行の外資建資産・負債の投資基準 当行の外資建資産・負債の投資基準 当行の外資建資産・負債の投資基準 当行の外資建資産・負債の投資基準 当行の外資建資産・負債の投資基準 当行の外資建資産・負債の投資基準 当行の外資建資産・負債は、 理結該算句の基相場による 内理結該算句の基本程域による における費用の理額は 1,680百万円となっております。 (8)リース取引の処理方法 同左			
理職給付に備えるため、当連結会計年展末における遺職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる 額を計上しております。また、過去動精債務及び放理計算上の差異の資用処理方法は以下のとおりであります。 過去動精債務 : その発生時の 従業 同の中均残 存動務期間 門内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異 : 各連結会計年度の予生時の従業員の の平均残 行動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の 平均残 行動務期間内の 一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異 : 各連結会計年度の 第2 計年度の 発生時の 後差 : それぞれ発生の 至連結会計年度にあいては同接分額に12分の を表したしまります。  (5) 以 前 2 計画 2	(6) 退職給付引当金の計上基準	(6) 退職給付引当金の計上基準	(6) 退職給付引当金の計上基準
会計年度未における退職給付債 務及び年金資産の見払額に基づ き、当中間連結会計期間末にお いて発生していると認められる 額を計上しております。また、 過去部所債務及び取買計算上の 差異の甲均残存部務制間 間内の一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存部務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存部務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により費用 が課金子をれてれ発生の認識 会計年度が見生時の必業員 の平均残存部務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存部務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により投分した額 をそれて和先生の習運結 会計年度が多月期処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による好的整質用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による好的整質用処理を 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更的差異 (15,550百万円)については、5 年による好的整質用処理としております。 ただし、前連結会計用度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計目を を表しております。 (7)外資建質を負債は、中間連結会計 期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7)外資建質を負債は、中間連結会計 可定数減算の合動性場による 日別のの類性が関係としております。 (8)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借生に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について (8)リース取引の処理方法 当行及び連結子を社のリース物件の所有権が借生に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について (6)リース取引の処理方法 同左	退職給付引当金は、従業員の	退職給付引当金は、従業員の	退職給付引当金は、従業員の
会計年度未における退職給付債 務及り年金資産の見込額に基づ き、当中間連結合計期間末にお に発生していると認められる 額を計上しております。また、 過去部所債務及び取買計算上の 差別の理処理方法は以下のと おりであります。 過去部所債務 との発生時の 従業自の平均残存勤務期 間内の一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により投身した前 をそれぞれ先生の醤藍法 会計年度が多生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による定額法により投分した前 をそれぞれ先生の醤藍法 会計年度が多野期間内の 一定の年数(10年)による定額法により投分した前 をそれぞれ先生の醤藍法 会計年度が多野期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により投分した前 をそれぞれ発生の登運 会計年度が多野期間となる。会計経療受用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を實用処理結会計期間 においては同按分縁に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当適経会計平度 における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7)外質建調産・負債の換算基準 当行の外質建資産・負債は、 中間連結減算としております。 (7)外質建調産・負債の換算基準 当行の外質建資産・負債は、 連結減回避予となっております。 (8)リース取引の処理方法 当行及び連結子を社のリース 物件の所有権が借上に移転する と認わるもの以外のファイ ナンス・リース取引について 物にあれるもの以外のファイ ナンス・リース取引について (8)リース取引の処理方法 同左			
務及び年金資産の見込額に基づ き、当中間連結合計開間末にお いて発生していると認められる 顧を計上しております。また、 過去勤務債務及び数理計算上の 差異の愛用処理方法はいてのと おりであります。 過去勤務債務及び数理計算上の 差異の愛用処理方法はいてのと おりであります。 過去勤務債務多及数理計算上の 差異の愛用処理方法はいてのと おりであります。 過去勤務債務。その発生時の 従業員の平均残存動務期 間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・急連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・急連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・急連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・急連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度に予した。 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度に予しております。 ただし、前連経会計期間 においては同投分額に12分の6 を異した額を計上しております。 ただし、前連経会計期間 においては同投分額に12分の6 を異した額を計上しております。 ただし、前連経会計用度における費用処理をなか、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分離を費用処理することし、当中間連結会計期間 においては同投分額に12分の6 を異した額を計上しております。 ただし、前連経会計用度における費用処理をなか、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分離を費用処理することし、当中間連結会計期間 においては同投分額に12分の6 を異した額を計上しております。 ただし、前連経会計年度に厚生企業金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に関生金の行行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同な方を選上したことにより、当連結会計年度に応むける費用処理を関心におります。 (7) 外資建資産・負債の換算基準 同定 当行の外資建資産・負債の換算基準 同定 当行の外質建資産・負債は、連結決算日の為替相場による行換額額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 同左 当行の外資建資産・負債は、連結決算日の為替相場による行換額額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 同左			
き、当中間連結会計期間末において発生していると認められる 額を計上しております。よた。 過去動務債務及び数理計算上の 差異の顧用処理方法は以下のと おりであります。 過去動務債務 : その発生時の 従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異・各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度かり費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15.500百万円)については、5 年による按分額を費用処理する ことし、当中間連結会計期間においては同投分額には12分の合 をそれで和発生の翌連結 会計年度が15月間に2017はよう 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度が5費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15.500百万円)については、5 年による按分額を費用処理しております。 ただし、前連結会計再度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計 期間においては同投分額に12分の を乗した額を育用処理しております。 (7) 外質建資産・負債の投資基準 当行の外質建産産・負債は、1,080百万円となっております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が増生に終転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
1、1 で発生していると認められる 額を計上しております。また、 選去勤務儀教及び数理請集上の 差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務儀務及び数理請集上の 差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務儀務、その発生時の 後業員の平均残存勤務期 間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異(5種語会計年度の発生時の後業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異(5種語会計年度の発生時の後業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異(5種語会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異(5種語会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異(5種語会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により投分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度の時期の理定 なお、会計基準変更時差異(15,550百万円)については、5年による投分額を費用処理をさこととし、当中間連結会計期間におけては同技分額には分の6を乗した額を計算したまります。 ただし、前連結会計期間におけては同技分額に関することとし、前連結会計期間におけては同技分額には今後による行務学を使用に関生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を適上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を適上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を適上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を適上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部分を適上したことにより、当連結会計年度に同生年金基金の代行部のといます。 (7) 外資建資産・負債の検算基準 同左 当行の外資建資産・負債の検算基準 同左 当行の外資建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 同左			
顧を計上しております。また、過去動務債務及び数理計算上の 差異の費用処理方法は以下のと おりであります。 過去動務債務:その発生時の 従業員の平均残存動務期間 間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の後業員 の平均残存動務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により投分した額 をそれぞれ発生の型連結 会計年度がら費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分額を費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,650百万円)については、5 年による投分額を費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,650百万円)については、5 年による投分額を費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,650百万円)については、5 年による投分額を費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,650百万円)については、5 年による投分額を費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,650百万円)については、5 年による投分額を費用処理して おります。 ただし、前連結会計期間 においては同投分額に12分の6 を乗じた前を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計 期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7) 外資建資産・負債は、中間連結(2,160百万円となっております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連絡子会社のリース 物件の所有能が借生に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について			
過去勤務債務及び製理計算上の 差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生時の 従業員の平均秩存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による 定額法により投分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度がら費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分館を費用処理なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分館を費用処理なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分館を費用処理なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による投分館を費用処理なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)についでは、5 年による投分館を費用処理なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)についでは、5 年による投分館を登用処理しております。 ただし、前連結会計期間における費用処理をない。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結分計算問目における費用処理をは、1,080百万円となっております。 (7)外資建資産・負債の換算基準 当行の外質建資産・負債は、中間連結分計算問によりでは、5 年による行外部を運用処理しております。 (7)外資建資産・負債は、中間連結分計算同にがでは、5 年になる対分部を費用処理しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7)外資建資産・負債は、連結が第日の為替相場による円換算額を付しております。 (8)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借生に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の処理方法同左			
差異の費用処理方法は以下のとおりであります。     過去動務債務:その発生時の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額をそれぞれ発生の設連結会計年度の発生時の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額をそれぞれ発生の設連結会計年度の発生時の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額をそれぞれ発生の設連結会計年度の発生時の従業員の平均残存動務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額をそれぞれ発生の設連結会計年度が負罪処理なお、会計基準更時差異(15,550百万円)については、5年による投分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては関投分額にと分の各乗した額を計上しております。  「7) 外貨建資産・負債は、中間連結会計期間における費用処理は1、1,080百万円となっております。  「7) 外貨建資産・負債は、中間連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「7) 外貨建資産・負債は、中間連結決費目の発酵程場による円換算額を付しております。  「8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有格が借生に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について  「8) リース取引の処理方法目左の機算基準との機算基準と行の外質建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「8) リース取引の処理方法目左の機算基準と行の外質建資産・負債に基端決算目の為替相場による円換算額を付しております。  「7) 外貨建資産・負債の換算基準と行の外質建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「8) リース取引の処理方法目左の機算基準と行の外質建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「8) リース取引の処理方法目左の機算額を対しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「8) リース取引の処理方法目左の機算額を付しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換算額を付しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換額を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換額を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換額を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換額を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換額を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の為替相場による円換額を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費産・負債は、連結決費目の表替相等によりに対しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費を行しております。  「7) 外貨建資産・負債は、連結決費目の表替相等によりに対しております。  「7) 外貨産産業を行しております。  「7) 外貨産産業を行しております。  「7) 外貨産産業を行しております。  「7) 外貨産産業を行しております。  「2) といりに対しておりを対しております。  「2) といりに対しておりを対しておりを対しております。  「2) といりに対しておりを対しておりを対しておりを対しておりを対しておりを対しておりを対しておりを対しを対して対しを対して対しを対して対しを対して対して対しを対しを対して対しを対して対して対しといりを対して対しを対して対しを対しといりを対して対しを対して対しを対しを対しを対して対しを対して対して対して対しを対して対しを対して対して対しを対しを対して対しを対して対して対しを対しを対しを対して対しを対して対しを対して対しを対して対しを対しを対して対しを対しを対して対しを対しを対して対しを対しを対しを対しを対して対しを対して対して対しを対して対して対して対しを対しといりによりを対して対しを対しを対しを対しを対しを対しを対して対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対			
おりであります。	過去勤務債務及び数理計算上の	過去勤務債務及び数理計算上の	は以下のとおりであります。
過去勤務債務:その発生時の 従業員の平均残存動務期 間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により費分し年)による 定額法により投分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基率変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による技分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上し たことにより、当中間連結会計期間 における費用処理報額は 1,080百万円となっております。 (7) 外質建資産・負債の換算基準 当行の外質建資産・負債は、中間連結会計 専門の一定の年数(10年)による 定額法により投分した額 を、それぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による技分額を費用処理する こととし、当中間連結会計即間 におけては同按分額に12分の6 を乗した額を計上しております。 (7) 外質建資産・負債の換算基準 当行の外質建資産・負債は、 中間連結決算日の為替相場による 名門換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	差異の費用処理方法は以下のと	差異の費用処理方法は以下のと	過去勤務債務:その発生時の
従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により投分した額をそれぞれ発生の型連結会計年度から費用処理なお、会計基準変更時差異(15,550百万円)については、5年による投分額を費用処理なお、会計基準変更時差異(15,550百万円)については、5年による投分額を管用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当申報論結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。 (7)外質建資産・負債の換算基準当行の外質建資産・負債の換算基準当行の外質建資産・負債の換算基準当行の外質建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換等額を付しております。 (8)リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借生に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	おりであります。	おりであります。	従業員の平均残存勤務期
間内の一定の年数(10年) による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により技分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同技分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中制連結会計期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の投資基準 当行の外貨建資産・負債は 1,080百万円となっております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借まに移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	過去勤務債務:その発生時の	過去勤務債務:その発生時の	間内の一定の年数(10年)
による定舗法により費用 処理 数理計算上の差異: 各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存動務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の認連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間においては同接分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (7)外貨建資産・負債の投資基準 当行の外質建資産・負債の投資基準 当行の外質建資産・負債の投資基準 当行の外質建資産・負債の投資基準 当行の外質建資産・負債に大部ります。 (8)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借上に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	従業員の平均残存勤務期	従業員の平均残存勤務期	による定額法により費用
による定額法により費用 処理 数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の図連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5年による按分額を買用処理することとし、当中間連絡会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連絡会計期間における費用処理値は 1,080百万円となっております。 (7)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債の投資基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決計の為替申場による円換算額を付しております。 (8)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借上に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	間内の一定の年数(10年)	   間内の一定の年数(10年)	<u>如理</u>
製理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度がら費用処理なお、会計基準変更時差異(15,550百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理積は1,080百万円となっております。  (7) 外質建資産・負債の換算基準当行の外質建資産・負債の人質建資産・負債は、中間連結決等日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法当行及び連絡子会社のリース物件の所有権が指上に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	` ′	` '	数理計算上の差異:各連結会
数理計算上の差異:各連結会 計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同接分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間においる費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7) 外質建資産・負債は、中間連結会計期間によりの外質建資産・負債は、中間連結会計期による円換算額を付しております。 (7) 外質建資産・負債は、中間連結会計期間による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が指生に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理譲越1,080百万円となっております。 (7) 外資建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	,	,	
の平均残存勤務期間内の 一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同技分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間にあける費用処理額は1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の投算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
一定の年数(10年)による 定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結 会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7) 外資建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理なお、会計基準変更時差異(15,550百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理を事業の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理を事業をの代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。  (7) 外資建資産・負債の換算基準当行の外資建資産・負債の換算基準当行の外資建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借生に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理なお、会計基準変更時差異(15,550百万円)については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間に1,080百万円となっております。  (7) 外質建資産・負債の換算基準当行の外質建資産・負債の換算基準当行の外質建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借生に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	定額法により按分した額		結会計年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異 (15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の 6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当連結会計年度 における費用処理額は2,160百万円となっております。 ただし、前連結会計 期間における費用処理額は1,080百万円となっております。 (7) 外資建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	をそれぞれ発生の翌連結	をそれぞれ発生の翌連結	なお、会計基準変更時差異
(15,550百万円)については、5 年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の 6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上し たことにより、当連結会計 期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	会計年度から費用処理	会計年度から費用処理	(15,550百万円)については、5
年による按分額を費用処理する こととし、当中間連結会計期間 においては同按分額に12分の 6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上し たことにより、当中間連結会計 期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	なお、会計基準変更時差異		年による按分額を費用処理して
こととし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。     ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。      (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。      (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について	(15,550百万円)については、5		おります。
においては同按分額に12分の 6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について たたことにより、当連結会計年度における費用処理額は2,160百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法同左 同左	年による按分額を費用処理する		ただし、前連結会計年度に厚 ただし、前連結会計年度に厚
においては同按分額に12分の 6 を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について たたことにより、当連結会計年度における費用処理額は2,160百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法同左 同左	こととし、当中間連結会計期間		   生年金基金の代行部分を返上し
を乗じた額を計上しております。 ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
す。     ただし、前連結会計年度に厚 生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
ただし、前連結会計年度に厚生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
生年金基金の代行部分を返上したことにより、当中間連結会計期間における費用処理額は1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について  (7) 外貨建資産・負債の換算基準 (7) 外貨建資産・負債の換算基準当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法同左 同左 (8) リース取引の処理方法同左 同方	· •		<b>り口になってのりまり。</b>
たことにより、当中間連結会計 期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円 る円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
期間における費用処理額は 1,080百万円となっております。  (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
1,080百万円となっております。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
す。 (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について			
当行の外貨建資産・負債は、	,		
中間連結決算日の為替相場による円 る円換算額を付しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準	(7) 外貨建資産・負債の換算基準	(7) 外貨建資産・負債の換算基準
中間連結決算日の為替相場による円 る円換算額を付しております。	当行の外貨建資産・負債は、	同左	当行の外貨建資産・負債は、
る円換算額を付しております。換算額を付しております。(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について同左(8) リース取引の処理方法 同左			
当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について			
当行及び連結子会社のリース 物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について	(8) リース取引の処理方法	(8) リース取引の処理方法	(8) リース取引の処理方法
物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
と認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について		1-27	1-2:-T
ナンス・リース取引について			
は、迪常の賃貸借取引に準じた			
	·		
会計処理によっております。	会計処理によっております。		

		-	
	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度   (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(9) 重要なヘッジ会計の方法	(9) 重要なヘッジ会計の方法	(9) 重要なヘッジ会計の方法
	当行の外貨建金融資産・負債	同左	同左
	から生じる為替変動リスクに対	192	1-3-2
	するヘッジ会計の方法は、「銀		
	行業における外貨建取引等の会		
	計処理に関する会計上及び監査		
	上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第25		
	号)に規定する繰延ヘッジによ		
	っております。		
	ヘッジ有効性評価の方法につ		
	いては、外貨建金銭債権債務等		
	の為替変動リスクを減殺する目		
	的で行う通貨スワップ取引及び		
	為替スワップ取引等をヘッジ手		
	段とし、ヘッジ対象である外貨		
	建金銭債権債務等に見合うへッ		
	ジ手段の外貨ポジション相当額		
	が存在することを確認すること		
	によりヘッジの有効性を評価し		
	ております。		
	(10) 消費税等の会計処理	(10) 消費税等の会計処理	(10) 消費税等の会計処理
	当行及び連結子会社の消費税	同左	同左
	及び地方消費税の会計処理は、		
	税抜方式によっております。		
	(11) 税効果会計に関する事項		
	中間連結会計期間に係る納付		
	税額及び法人税等調整額は、当		
	行及び連結子会社の決算期にお		
	いて予定している利益処分方式		
	による産業業務施設特別償却準		
	備金の取崩しを前提として、当		
	中間連結会計期間に係る金額を		
	計算しております。		
5 (中間)連結キャッシュ・	中間連結キャッシュ・フロー計	 同左	連結キャッシュ・フロー計算書
フロー計算書における資金	算書における資金の範囲は、中		における資金の範囲は、連結貸
の範囲	間連結貸借対照表上の「現金預		借対照表上の「現金預け金」の
	け金」のうち現金及び日本銀行		うち現金及び日本銀行への預け
	への預け金であります。		金であります。

# 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
固定資産の減損に係る会計基準		固定資産の減損に係る会計基準
(「固定資産の減損に係る会計基準		(「固定資産の減損に係る会計基準
の設定に関する意見書」(企業会計		の設定に関する意見書」(企業会計
審議会平成14年8月9日))及び「固		審議会平成14年8月9日))及び「固
定資産の減損に係る会計基準の適用		定資産の減損に係る会計基準の適用
指針」(企業会計基準適用指針第6		指針」(企業会計基準適用指針第6
号平成15年10月31日)が平成16年4		号平成15年10月31日)が平成16年4
月1日以後開始する連結会計年度か		月1日以後開始する連結会計年度か 📗
ら適用することを認めることとされ		ら適用することを認めることとされ
たことに伴い、当中間連結会計期間		たことに伴い、当連結会計年度から
から同会計基準及び同適用指針を適		同会計基準及び同適用指針を適用し
用しております。これにより税金等		│ ております。これにより、税金等調 │
調整前中間純利益は1,458百万円減		整前当期純利益は1,458百万円減少
少しております。		しております。
なお、銀行業においては、「銀行		なお、銀行業においては、「銀行
法施行規則」(昭和57年大蔵省令第		法施行規則」(昭和57年大蔵省令第
10号)に基づき減価償却累計額を直		10号)に基づき減価償却累計額を直
接控除により表示しているため、減		接控除により表示しているため、減
損損失累計額につきましては、改正		損損失累計額につきましては、各資
後の中間連結財務諸表規則に基づき		産の金額から直接控除しておりま
各資産の金額から直接控除しており		す。 
ます。		

## 表示方法の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成16年 9 月30日)	至 平成17年 9 月30日)
	従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及
	び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの
	の出資持分は、「その他資産」に含めて表示しており
	ましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平
	成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券
	取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間
	連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しており
	ます。

# 追加情報

17   BEST 11 A 11 HERE	11. 1 EE1 + 1 + 1 + EEE	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)		(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が平		律」(平成15年3月法律第9号)が平
成15年3月31日に公布され、平成16		成15年3月31日に公布され、平成16
年4月1日以後開始する連結会計年		年4月1日以後開始する連結会計年
度より法人事業税に係る課税標準の		度より法人事業税に係る課税標準の
一部が「付加価値額」及び「資本等		一部が「付加価値額」及び「資本等
の金額」に変更されることになりま		の金額」に変更されることになりま
した。これに伴い、当行は、「法人		│ した。これに伴い、当行は、「法人 │
事業税における外形標準課税部分の		事業税における外形標準課税部分の
損益計算書上の表示についての実務		損益計算書上の表示についての実務
上の取扱い」(企業会計基準委員会		上の取扱い」(企業会計基準委員会
実務対応報告第12号)に基づき、		実務対応報告第12号)に基づき、
「付加価値額」及び「資本等の金		「付加価値額」及び「資本等の金
額」に基づき算定された法人事業税		額」に基づき算定された法人事業税
について、当中間連結会計期間から		について、当連結会計年度から連結
中間連結損益計算書中の「営業経		損益計算書中の「営業経費」に含め
費」に含めて表示しております。		て表示しております。



(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

- 1 有価証券には、関連会社の株式930百万円を含んでおります。また、その他資産には、非連結子会社への出資金294百万円を含んでおります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は4,938百万円、延滞債権額は 71,252百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は381百万円でありま す

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は54,489百万円でありま す

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権 該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 131,062百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- 1 有価証券には、非連結子会社 への出資及び関連会社の株式 1,252百万円を含んでおりま す。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は3,546百万円、延滞債権額は 39,498百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相の 間継続していることその他の立 とその他の立立と とい元本又は利息の取むいた は弁済の見込みがないないまり は出金(貸倒償却を行った は出金(貸倒償却を行った は出金」という。)のう は、という。)のう は、という。 がられまでに掲げる事由が生 がられまでに掲げる事由が生 でいる貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は220百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は44,589百万円でありま す。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 87,854百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

- 1 有価証券には、非連結子会社 への出資及び関連会社の株式 1,243百万円を含んでおりま す。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は4,123百万円、延滞債権額は 42,451百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は217百万円でありま

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は41,173百万円でありま す

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 87,965百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

# 前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関いる会計上及び監査上の取扱別」(日本公認会計工協会業基基の日本公認告第24号)におり受け入れたより受手形、のできまず。これにより受け入れた、高業手形及び買り、できる権利をもりますが、その額面金額りますが、その額面金額、34,731百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 105,010百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,007百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 36,602百万円を差入れておりま

また、動産不動産のうち保証金権利金は809百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は11百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

### 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関いる会計上及び監査上の取扱配合、日本公認会計工協会業基基のののでは、10受手が、10受手が、10受手が、10分できる権利をもりますが、その額面金額のは、31,350百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 114,641百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,103百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 55,786百万円を差入れておりま

また、動産不動産のうち保証 金権利金は791百万円、その他 資産のうち先物取引差入証拠金 は33百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

### 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関いる金融商品会計工の取種別の取種別の工作ののでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでは、100円のでありますが、その額面金37,115百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 115,600百万円 担保資産に対応する債務

預金 9,162百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 46,664百万円を差入れておりま す。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は791百万円、その他 資産のうち先物取引差入証拠金 は87百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

- 10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事業用 の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に 係る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除したと 額を「土地再評価差額金」として す
  - 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官がで公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,240百万円 11 動産不動産の減価償却累計額

22,199百万円

13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金26,000百万円が含まれており ます。

- 9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は77百万円、繰延ヘッジ利益の総額は23百万円であります。
- 10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事業用 の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に 係る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債の 部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として 質本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規算の基礎となる土地の価格を計算の基礎となる土地の価格を定するために国税庁長官がて公表した方法に基づいて製行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

13,855百万円

- 11 動産不動産の減価償却累計額 22,765百万円
- 12 動産不動産の圧縮記帳額

4,119百万円

(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金26,000百万円が含まれており ます。

- 9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は83百万円、繰延ヘッジ利益の総額は21百万円であります。
- 10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事業用 の土地の再評価を行い、評価差 額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価信係 る繰延税金負債」として負したの 部に計上し、これを控除したし 額を「土地再評価差額金」として 資本の部に計上しておりま す。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規算の基礎となる土地の価額を算定の基礎となる土地の価額を定って公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,240百万円

- 11 動産不動産の減価償却累計額 22,462百万円
- 13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金26,000百万円が含まれており ます。

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

- 1 その他経常費用には、貸出金 償却1,937百万円を含んでおり ます。
- 2 特別利益には、償却債権取立 益710百万円及び貸倒引当金取 崩額431百万円を含んでおりま す。
- 3 特別損失には、減損損失 1,458百万円及び退職給付会計 導入に伴う会計基準変更時差異 の費用処理額1,080百万円並び にソフトウェアの除却損347百 万円を含んでおります。
- 4 継続的な地価の下落等により 投資額の回収が見込めなくなっ たことに伴い、以下の資産につ いて帳簿価額を回収可能価額ま で減額し当該減少額1,458百万円(うち土地1,338百万円、建物 119百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

種類

減損損失

(百万円)

# (高知県内) 主な用途

土地及び 営業店舗 (うち土地 44) 6 力店 建物 (うち建物 33) 遊休資産 土地及び 669 (うち土地 625) 建物 11 力所 (うち建物 44) (高知県外) 減損損失 種類 主な用途 (百万円) 営業店舗 土地及び (うち土地 343) 5 力店 建物 (うち建物 37) 遊休資産 土地及び 329 (うち土地 325) 9 力所 建物 (うち建物 4)

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

当資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額5,794百万円及び貸 出金償却1,606百万円を含んで おります。
- 2 特別利益には、償却債権取立 益534百万円を含んでおりま す。

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

- 1 その他の経常費用には、貸出 金償却4,286百万円を含んでお ります。
- 2 その他の特別利益は、貸倒引 当金取崩額1,688百万円であり ます。
- 4 その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額2,160百万円並びにソフトウェアの除却損351百万円であります。
- 3 継続的な地価の下落等により 投資額の回収が見込めなくなっ たことに伴い、以下の資産につ いて帳簿価額を回収可能価額ま で減額し当該減少額1,458百万円(うち土地1,338百万円、建物 119百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

### (高知県内)

減損損失 主な用途 種類 (百万円) 土地及び 堂業店舗 (うち土地 44) 6 力店 建物 (うち建物 33) 遊休資産 土地及び 669 (うち土地 625) 11力所 建物 (うち建物 44) (高知県外) 減損損失 主な用途 種類 (百万円) 営業店舗 土地及び (うち土地 343) 5 力店 建物 (うち建物 37) 遊休資産 土地及び 329 (うち土地 325) 9 力所 建物 (うち建物 4)

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産についてる 経資産を、グルーピングの最小単位としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてがります。

当資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

# (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	会計期間 : 4 月 1 日 : 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
現金及び現金同等 高と中間連結貸借対 ている科目の金額と 平成16年9月30日現	照表に掲記され の関係			現金及び現金同等物の期末残高と 連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成17年3月31日現在	
現金預け金勘定	40,917百万円	現金預け金勘定	36,279百万円	現金預け金勘定	55,934百万円
その他預け金	1,659百万円	その他預け金	434百万円	その他預け金	469百万円
現金及び 現金同等物	39,258百万円	現金及び 現金同等物	35,844百万円	現金及び 現金同等物	55,465百万円

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 平成16年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間連結会 計期間末残高相当額

動産

取得価額相当額 6.884百万円

減価償却累計額 3,160百万円

相当額 減損損失累計額 百万円

相当額

中間連結会計期 間末残高相当額

3,723百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経 過リース料中間連結会計期 間末残高が有形固定資産の 中間連結会計期間末残高等 に占める割合が低いため、 支払利子込み法によってお ります。
- ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

1年内

957百万円 2,766百万円

1年超 合計

3.723百万円

- (注) 未経過リース料中間連結 会計期間末残高相当額は、 未経過リース料中間連結会 計期間末残高が有形固定資 産の中間連結会計期間末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっ ております。
- ・リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高

百万円

・当中間連結会計期間の支払リー ス料

532百万円

- ・リース資産減損勘定の取崩額
  - 百万円
- ・減価償却費相当額

532百万円

・減損損失

百万円

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び中間連結会計期間 末残高相当額

取得価額相当額

動産 5,864百万円 その他 136百万円 6,000百万円 合計

減価償却累計額相当額

動産 2,672百万円 その他 121百万円 合計 2,794百万円

減損損失累計額相当額

動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円

中間連結会計期間末残高相当額 動産 3,191百万円 その他 14百万円 合計 3,205百万円

・未経過リース料中間連結会計期間 末残高相当額

1年内 881百万円 1年超 2,454百万円

3,335百万円 合計 ・リース資産減損勘定の中間連結会 計期間末残高

百万円

・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 542百万円 リース資産減損 百万円 勘定の取崩額

減価償却費相当

480百万円 額 支払利息相当額 54百万円

減損損失

百万円

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各中間連結会計期間への 配分方法については、利息法によ っております。

前連結会計年度 平成16年4月1日 (自 平成17年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額

動産 5,732百万円 その他 279百万円 6,011百万円 合計

減価償却累計額相当額

動産 2,563百万円 その他 247百万円 合計 2,811百万円

減損損失累計額相当額

動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円

年度末残高相当額

3,168百万円 動産 その他 31百万円 合計 3,200百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内 862百万円 1年超 2,471百万円 3,334百万円 合計

・リース資産減損勘定年度末残高

百万円

・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 1,113百万円 リース資産減損 百万円 勘定の取崩額 減価償却費相当 987百万円

支払利息相当額 114百万円 減損損失 百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各連結会計年度への配分 方法については、利息法によって おります。

### (有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	53,383	67,946	14,562	17,599	3,037
債券	508,484	515,538	7,053	7,132	79
国債	292,733	296,226	3,492	3,493	0
地方債	111,712	114,076	2,363	2,422	59
短期社債					
社債	104,038	105,235	1,196	1,216	19
その他	146,923	147,448	525	1,300	775
合計	708,791	730,933	22,141	26,032	3,891

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理はありません。なお、有価証券の減損処理については、時価(中間連結会計期間末前1カ月の平均)が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満に下落した銘柄については、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分・外部格付)を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等から回復可能性が乏しいと判断した銘柄について実施することとしております。
- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
地方債	1,540
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,837
私募事業債	6,159

### 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	51,006	87,700	36,694	38,013	1,318
債券	549,183	552,938	3,755	5,072	1,316
国債	329,075	330,701	1,625	2,425	800
地方債	121,892	123,323	1,430	1,766	335
短期社債					
社債	98,214	98,914	699	880	181
その他	113,562	116,762	3,199	3,815	615
合計	713,752	757,402	43,650	46,901	3,251

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理はありません。なお、有価証券の減損処理については、時価(中間連結会計期間末前1カ月の平均)が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満に下落した銘柄については、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分・外部格付)を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等から回復可能性が乏しいと判断した銘柄について実施することとしております。
- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
地方債	1,198
その他有価証券	
非上場株式	3,857
私募事業債	6,190

<u>前へ</u> 次へ

### 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)	
売買目的有価証券	1,142	3	

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	52,796	79,681	26,884	28,534	1,649
債券	528,294	537,005	8,710	8,770	59
国債	321,028	325,678	4,649	4,699	50
地方債	107,124	109,799	2,674	2,677	2
短期社債					
社債	100,141	101,527	1,385	1,393	7
その他	128,879	130,328	1,449	1,899	449
合計	709,970	747,015	37,044	39,203	2,159

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理はありません。なお、有価証券の減損処理については、時価(連結会計年度末前1カ月の平均)が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満に下落した銘柄については、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分・外部格付)を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等から回復可能性が乏しいと判断した銘柄について実施することとしております。
- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) 該当ありません。
- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	348,110	6,660	2,986

# 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
地方債	1,369
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,842
私募事業債	6,059

# 7 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

# 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	59,101	230,767	157,083	98,365
国債	20,315	92,764	114,328	98,270
地方債	12,140	71,597	27,336	95
短期社債				
社債	26,645	66,406	15,419	
その他	6,302	51,516	9,342	20,329
合計	65,403	282,284	166,425	118,694

<u>前へ</u> <u>次へ</u>

### (金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在) 該当ありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	122

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,141
その他有価証券	22,141
( ) 繰延税金負債	8,953
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,188
( ) 少数株主持分相当額	66
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係 る評価差額金のうち親会社持分相当額	16
その他有価証券評価差額金	13,104

### 当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	43,665
その他有価証券	43,665
( ) 繰延税金負債	17,655
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	26,009
( ) 少数株主持分相当額	75
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係 る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	25,936

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額0百万円及び投資事業有限責任組合等に係る評価差額7百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。また、その他有価証券の評価差額のうち、資本の部ではなく損失として処理したもの8百万円については、本表に含めておりません。

### 前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	36,999
その他有価証券	36,999
( ) 繰延税金負債	14,960
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	22,038
( ) 少数株主持分相当額	78
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係 る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	21,958

(注) その他有価証券の評価差額のうち、資本の部ではなく利益として処理したもの44百万円については本表に含めておりません。

前へ次へ

### (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在) 該当の取引はありません。

## (2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
4X 51 P/1	通貨オプション			
	通貨スワップ			
店頭	為替予約	21,517	48	48
	通貨オプション			
	その他			
	合計		48	48

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在) 該当の取引はありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	10,284	63	63
4X517/1	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
<b>卢</b> 萸	その他			
	合計		63	63

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - (5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在) 該当の取引はありません。
  - (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在) 該当の取引はありません。

### 当中間連結会計期間末

- (1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在) 該当の取引はありません。
- (2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
4X517/1	通貨オプション			
	通貨スワップ	60,240	36	36
上 店頭	為替予約	15,451	983	983
// // // // // // // // // // // // //	通貨オプション			
	その他			
	合計		1,020	1,020

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当の取引はありません。
- (4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当の取引はありません。
- (5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当の取引はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在) 該当の取引はありません。

<u>前へ</u> 次へ

### 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当行は、主として金利スワップ取引、通貨スワップ取引、先物外国為替取引、通貨オプション取引を行っております。なお、状況に応じて、債券先物取引、債券先物オプション取引、株式先物取引等を行う場合もあります。

### (2) 取組方針及び利用目的

金利や為替相場などの変動リスクに対する顧客のリスクヘッジのニーズに合わせた商品を提供すること、及び 当行の保有する資産・負債の将来の金利や為替相場などの変動に伴うリスクをヘッジし収益を安定化させること を目的としております。

また、収益獲得を目的としたトレーディング取引は、取引限度枠や損失限度額を定めて厳格なリスク管理のもとで取り組んでおります。

### (3) 取引に係るリスクの内容

代表的なリスクとして、取引対象としている市場価格の変動による損失(市場リスク)と取引相手先の契約不履行による損失(信用リスク)があります。

当行の行っているデリバティブ取引は、ほとんどがヘッジ目的で行っているため、市場リスクの評価損はオンバランス取引の評価益と相殺されることになります。また取引相手先については、行内規定で定められた一定の基準のもとに限定しており、信用リスクはほとんどないと認識しております。

なお、自己資本比率(国内基準)の対象となるデリバティブ取引について、カレント・エクスポージャー方式で 算出しました当連結会計年度末の信用リスク相当額は以下のとおりであります。

金利関連 百万円

(金利スワップ 百万円)

通貨関連 3,007百万円 (通貨スワップ 2,165百万円、為替予約 842百万円)

合計 3,007百万円

### (4) リスク管理体制

デリバティブ取引については、当行で定めた取引目的・取引種類・取引限度額・損失限度額・報告などの運用 基準に基づいて取り組んでおります。

市場取引部門(フロント・オフィス)と事務管理部門(バック・オフィス)を明確に分離して相互牽制を行っております。また、独立したリスク管理部門(ミドル・オフィス)を設置して、デリバティブ取引のポジション、損益及びリスクの状況を、定期的または必要に応じて経営へ報告する体制としております。

### 2 取引の時価等に関する事項

- (1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在) 該当の取引はありません。
- (2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物				
	売建				
取引所	買建				
4X517/1	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	通貨スワップ	35,975	27,384	19	19
	為替予約	26,049	1,155	299	299
	売建	6,946	577	45	45
	買建	19,102	577	344	344
上 店頭	通貨オプション				
<b>卢</b> 萸	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			318	318

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査 委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当の取引はありません。

# (4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物	11,356		71	71
	売建	11,356		71	71
取引所	買建				
4X517/1	債券先物オプション				
	売建				
	買建		1		
	債券店頭オプション				
	売建				
占頭	買建				
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他				
	売建				
	買建				
	合計			71	71

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

- (5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在) 該当の取引はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在) 該当の取引はありません。

<u>前へ</u>

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

連結会社は一部で銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

連結会社は一部で銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

連結会社は一部で銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載を省略しております。

### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結会社がないため、所在地別セグメント情報は記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結会社がないため、所在地別セグメント情報は記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結会社がないため、所在地別セグメント情報は記載を省略しております。

### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

# (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	485.44	564.93	542.08
1株当たり中間(当期)純利益	円	15.73	7.09	34.28

# (注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益	円	15.73	7.09	34.28
中間(当期)純利益	百万円	3,429	1,545	7,481
普通株主に帰属しない金額	百万円			9
うち利益処分による役員賞与金	百万円			9
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	3,429	1,545	7,472
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	217,981	217,867	217,952

<sup>2</sup> なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

# (2) 【その他】

該当ありません。

# 2 【中間財務諸表等】

# (1) 【中間財務諸表】

# 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間		当中間会計期間 (平成17年9月3		前事業年度の 要約貸借対照 (平成17年3月3	表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		40,917	1.66	36,279	1.51	55,934	2.28
コールローン		96,987	3.94	36,270	1.51	23,275	0.95
買入金銭債権		6,909	0.28	8,352	0.35	9,215	0.38
商品有価証券		1,081	0.04	632	0.03	1,142	0.05
金銭の信託		5,970	0.24	3,164	0.13	3,000	0.12
有価証券	1,7	742,677	30.20	769,566	32.01	758,976	30.94
貸出金	2,3 4,5 6,8	1,487,728	60.49	1,484,741	61.76	1,528,379	62.31
外国為替	6	3,575	0.15	3,409	0.14	3,085	0.13
その他資産	7,9	10,155	0.41	10,789	0.45	11,140	0.46
動産不動産	7,10 11 12	47,129	1.92	46,498	1.93	46,930	1.91
繰延税金資産		13,570	0.55	3,707	0.15	7,643	0.31
支払承諾見返		23,607	0.96	19,625	0.81	18,214	0.74
貸倒引当金		20,722	0.84	18,856	0.78	14,208	0.58
資産の部合計		2,459,586	100.00	2,404,179	100.00	2,452,728	100.00

		前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度(	!表
	注記	(平成16年9月3	0日)  構成比	(平成17年9月3	0日) 構成比	(平成17年3月3	31日)  構成比
区分	番号	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
(負債の部)							
預金	7	2,235,460	90.89	2,169,824	90.25	2,227,258	90.81
譲渡性預金		7,440	0.30	12,998	0.54	10,090	0.41
コールマネー		20,235	0.82	7,929	0.33	11,279	0.46
借用金	13	34,245	1.39	33,463	1.39	33,717	1.37
外国為替		115	0.00	53	0.00	14	0.00
その他負債		10,089	0.41	12,942	0.54	9,873	0.40
退職給付引当金		13,522	0.55	15,317	0.64	15,134	0.62
再評価に係る繰延税金負債	10	8,827	0.36	8,773	0.36	8,827	0.36
支払承諾		23,607	0.96	19,625	0.82	18,214	0.74
負債の部合計		2,353,542	95.68	2,280,929	94.87	2,334,409	95.17
(資本の部)							
資本金		25,000	1.02	25,000	1.04	25,000	1.02
資本剰余金		6,563	0.27	6,563	0.27	6,563	0.27
資本準備金		6,563		6,563		6,563	
その他資本剰余金		0					
利益剰余金		48,612	1.98	53,150	2.21	52,094	2.12
利益準備金		13,388		13,797		13,497	
任意積立金		25,945		31,875		25,945	
中間(当期)未処分利益		9,278		7,478		12,651	
土地再評価差額金	10	13,006	0.53	12,927	0.54	13,006	0.53
その他有価証券評価差額金		13,121	0.53	25,934	1.08	21,960	0.90
自己株式		259	0.01	325	0.01	305	0.01
資本の部合計		106,043	4.32	123,250	5.13	118,319	4.83
負債及び資本の部合計		2,459,586	100.00	2,404,179	100.00	2,452,728	100.00

# 【中間損益計算書】

		前中間会計	期間	当中間会計	期間	前事業年度要約損益計	
		(自 平成16年4 至 平成16年9	月1日 月30日)	(自 平成17年 4 至 平成17年 9		(自 平成16年 4 至 平成17年 3	月1日
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		29,897	100.00	28,804	100.00	55,549	100.00
資金運用収益		20,862		20,814		41,800	
(うち貸出金利息)		(15,962)		(15,208)		(31,693)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,646)		(5,023)		(9,545)	
信託報酬						0	
役務取引等収益		2,946		3,108		5,950	
その他業務収益		1,786		634		3,079	
その他経常収益		4,301	li	4,246	Ji	4,718	
経常費用		23,052	77.10	26,608	92.38	45,364	81.67
資金調達費用		1,283		1,604		2,640	
(うち預金利息)		(450)		(609)		(926)	
役務取引等費用		1,019		1,012		2,072	
その他業務費用		2,048		472		2,996	
営業経費	1	16,277		16,283		31,933	
その他経常費用	2	2,423	I.	7,235	I.	5,721	
経常利益		6,844	22.90	2,196	7.62	10,184	18.33
特別利益	3	1,573	5.26	591	2.05	3,310	5.96
特別損失	4,5	2,951	9.87	47	0.16	4,048	7.29
税引前中間(当期)純利益		5,467	18.29	2,740	9.51	9,446	17.00
法人税、住民税及び事業税		23	0.08	23	0.08	47	0.08
法人税等調整額		2,023	6.77	1,185	4.11	1,951	3.51
中間(当期)純利益		3,419	11.44	1,531	5.32	7,447	13.41
前期繰越利益		5,314		5,868		5,314	
土地再評価差額金取崩額		544		78		544	
自己株式処分差損				0		0	
中間配当額						545	
中間配当に伴う利益準備金 積立額			•			109	
中間(当期)未処分利益		9,278		7,478		12,651	

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準 及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び	定)により行っております。 (1) 有価証券の評価は、満期保有	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有
評価方法	目的の債券については移動平均 法による償却原価法(定額法)、		目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、
	子会社株式及び関連会社株式に ついては移動平均法による原価		子会社株式及び関連会社株式に ついては移動平均法による原価
	法、その他有価証券のうち時価 のあるものについては中間決算		法、その他有価証券のうち時価 のあるものについては、決算日
	日の市場価格等に基づく時価法		の市場価格等に基づく時価法
	(売却原価は移動平均法により 算定)、時価のないものについ		(売却原価は移動平均法により 算定)、時価のないものについ
	ては移動平均法による原価法又		ては、移動平均法による原価法
	は償却原価法により行っており		又は償却原価法により行ってお
	ます。 なお、その他有価証券の評価		ります。 なお、その他有価証券の評価
	差額については、全部資本直入		差額については、全部資本直入
	法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする	(2) 同左	法により処理しております。   (2)   同左
	単独運用の金銭の信託において	, , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	信託財産として運用されている 有価証券の評価は、時価法によ		
	り行っております。		
3 デリバティブ取引の評価 基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時 価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方	(1) 動産不動産		
法	動産不動産は、定率法(ただ	同左	動産不動産は、定率法(ただ
	し、平成10年4月1日以後に取 得した建物(建物附属設備を除		し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除
	く。)については定額法)を採用		く。)については定額法)を採用
	し、年間減価償却費見積額を期 間により按分し計上しておりま		│ しております。 │ なお、主な耐用年数は次のと
	す。		おりであります。
	なお、主な耐用年数は次のと おりであります。		建物 19年~50年
	建物 19年~50年		動産 5年~15年 
	動産 5年~15年		
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアにつ	(2) ソフトウェア   同左	(2) ソフトウェア   同左
	いては、行内における利用可能	.,_	.,_
	期間(5年)に基づく定額法により償却しております。		
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次の	貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次の	貸倒引当金は、予め定めている機力・引出する。
	とおり計上しております。	とおり計上しております。	る償却・引当基準に則り、次の とおり計上しております。
	破産、特別清算等法的に経営	破産、特別清算等法的に経営	破産、特別清算等法的に経営
	破綻の事実が発生している債務 者(以下、「破綻先」という。)	破綻の事実が発生している債務 者(以下、「破綻先」という。)	破綻の事実が発生している債務   者(以下、「破綻先」という。)
	に係る債権及びそれと同等の状	に係る債権及びそれと同等の状	に係る債権及びそれと同等の状
	況にある債務者(以下、「実質 破綻先」という。)に係る債権	況にある債務者(以下、「実質   破綻先」という。)に係る債権	況にある債務者(以下、「実質   破綻先」という。)に係る債権
	については、以下のなお書きに	については、以下のなお書きに	については、以下のなお書きに
	記載されている直接減額後の帳 薄価額から、担保の処分可能見	記載されている直接減額後の帳 薄価額から、担保の処分可能見	記載されている直接減額後の帳 薄価額から、担保の処分可能見
			海側領かり、担体の処方可能見

#### 前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経 営破綻の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権に ついては、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。上記以 外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,021百万円であります。

#### 当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今き債破に陥る可能性が大き債権額かられる債権額かび保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額以上の 大口債務者のうち、債権の元本 の回収及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合理的に 見積もることができる債権につ いては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定 利子率で割引いた金額と債当当定 帳簿価額との差額を貸倒引・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、 過去の一定期間における貸倒実 績から算出した貸倒実績率等に 基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,300百万円であります。

# (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、 当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上 しております。また、過去勤務 債務及び数理計算上の差異の費 用処理方法は以下のとおりであ ります。

過去勤務債務:その発生年度 の従業員の平均残存勤務 期間内の一定の年数(10 年)による定額法により費

#### 前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経 営破綻の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権に ついては、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力 を総合的に判断し必要と認める 額を計上しております。上記以 外の債権については、過去の-定期間における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づき計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,986百万円であります。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、 当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上 しております。また、過去勤務 債務及び数理計算上の差異の費 用処理方法は以下のとおりであ ります。

過去勤務債務:その発生年度 の従業員の平均残存勤務 期間内の一定の年数(10 年)による定額法により費

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、 必要額を計上しております。ま た、過去勤務債務及び数理計算 上の差異の費用処理方法は以下 のとおりであります。

過去勤務債務:その発生年度 の従業員の平均残存勤務 期間内の一定の年数(10年)による定額法により費 用処理

数理計算上の差異: 各発生年

			1
	前中間会計期間 (自 平成16年 4 月 1 日	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日	前事業年度 (自 平成16年4月1日
	至 平成16年4月1日	(日 十成17年4月1日   至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日   至 平成17年3月31日)
	用処理	用処理	度の従業員の平均残存勤務
	数理計算上の差異: 各発生年 数理計算上の差異: 各発生年		期間内の一定の年数(10
	度の従業員の平均残存勤	度の従業員の平均残存勤	年)による定額法により按
	務期間内の一定の年数(10 務期間内の一定の年数(10	務期間内の一定の年数(10	分した額を、それぞれ発
	`	`	
	年)による定額法により按	年)による定額法により按	生の翌事業年度から費用
	分した額をそれぞれ発生	分した額をそれぞれ発生	
	の翌事業年度から費用処	の翌事業年度から費用処 	はお、会計基準変更時差異
	理	理	(15,550百万円)については、5
	なお、会計基準変更時差異		年による按分額を費用処理して
	(15,550百万円)については、5		おります。
	年による按分額を費用処理する		ただし、前年度に厚生年金基
	こととし、当中間会計期間にお		金の代行部分を返上したことに
	いては同按分額に12分の6を乗		より、当期における費用処理額
	じた額を計上しております。		は2,160百万円となっておりま
	ただし、前年度に厚生年金基		す。
	金の代行部分を返上したことに		
	より、当中間会計期間における		
	費用処理額は1,080百万円とな		
	っております。		
6 外貨建資産及び負債の本	外貨建の資産・負債は、中間決		外貨建の資産・負債は、決算日
邦通貨への換算基準	算日の為替相場による円換算額を	' ' -	の為替相場による円換算額を付し
	付しております。		ております。
	リース物件の所有権が借主に移	L 同左	同左
7 9 入私引砂起连刀拉	転すると認められるもの以外のフ	同生	间在
	アイナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に準じた会		
200412	計処理によっております。		
8 ヘッジ会計の方法	外貨建金融資産・負債から生じ	同左	同左
	る為替変動リスクに対するヘッジ		
	会計の方法は、「銀行業における		
	外貨建取引等の会計処理に関する		
	会計上及び監査上の取扱い」(日		
	本公認会計士協会業種別監査委員		
	会報告第25号)に規定する繰延へ		
	ッジによっております。		
	ヘッジ有効性評価の方法につい		
	ては、外貨建金銭債権債務等の為		
	替変動リスクを減殺する目的で行		
	う通貨スワップ取引及び為替スワ		
	ップ取引等をヘッジ手段とし、ヘ		
	ッジ対象である外貨建金銭債権債		
	務等に見合うヘッジ手段の外貨ポ		
	ジション相当額が存在することを		
	確認することによりヘッジの有効		
	性を評価しております。		
 9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、	L 同左	   消費税及び地方消費税(以下、
- /15元寸の云川処理	消費税等という。)の会計処理	 	消費税等という。)の会計処理
	/月夏 祝 寺 と い う。 ) の 云 前 処 珪     は、税抜方式によっております。		/月買 杭 寺 と い う。 ) の 云 訂 処 珪     は、税抜方式によっております。
	ただし、動産不動産に係る控除		は、枕扱刀式によりであります。   ただし、動産不動産に係る控除
	対象外消費税等は当中間会計期間の表別に対しております。		対象外消費税等は当事業年度の費
40 24484	の費用に計上しております。		用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及		
	び法人税等調整額は、当事業年度		
	において予定している利益処分方		
	式による産業業務施設特別償却準		
	備金の取崩しを前提として、当中		
	間会計期間に係る金額を計算して		
	おります。		

# 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
固定資産の減損に係る会計基準		固定資産の減損に係る会計基準
(「固定資産の減損に係る会計基準		(「固定資産の減損に係る会計基準
の設定に関する意見書」(企業会計		の設定に関する意見書」(企業会計
審議会平成14年8月9日))及び「固		審議会平成14年8月9日))及び「固
定資産の減損に係る会計基準の適用		定資産の減損に係る会計基準の適用
指針」(企業会計基準適用指針第6		指針」(企業会計基準適用指針第6
号平成15年10月31日)が平成16年4		号平成15年10月31日)が平成16年4
月1日以後開始する事業年度から適		月1日以後開始する事業年度から適
用することを認めることとされたこ		用することを認めることとされたこ
とに伴い、当中間会計期間から同会		とに伴い、当事業年度から同会計基
計基準及び同適用指針を適用してお		準及び同適用指針を適用しておりま
ります。これにより税引前中間純利		│ す。これにより税引前当期純利益は │
益は1,458百万円減少しておりま		1,458百万円減少しております。
す。		なお、銀行業においては、「銀行
なお、銀行業においては、「銀行		法施行規則」(昭和57年大蔵省令第
法施行規則」(昭和57年大蔵省令第		10号)に基づき減価償却累計額を直
10号)に基づき減価償却累計額を直		│接控除により表示しているため、減 │
接控除により表示しているため、減		損損失累計額につきましては、各資
損損失累計額につきましては、改正		産の金額から直接控除しておりま
後の中間財務諸表等規則に基づき各		<u>ਰ</u> 。
資産の金額から直接控除しておりま		
す。		

## 表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年 9 月30日)
	従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及
	び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの
	の出資持分は、「その他資産」に含めて表示しており
	ましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平
	成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券
	取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間
	会計期間から「有価証券」に含めて表示しておりま
	す。

# 追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)		(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が平		律」(平成15年3月法律第9号)が平
成15年3月31日に公布され、平成16		成15年3月31日に公布され、平成16
年4月1日以後開始する事業年度よ		年4月1日以後開始する事業年度よ
り法人事業税に係る課税標準の一部		り法人事業税に係る課税標準の一部
が「付加価値額」及び「資本等の金		が「付加価値額」及び「資本等の金
額」に変更されることになりまし		額」に変更されることになりまし
た。これに伴い、「法人事業税にお		た。これに伴い、「法人事業税にお
ける外形標準課税部分の損益計算書		ける外形標準課税部分の損益計算書
上の表示についての実務上の取扱		上の表示についての実務上の取扱
い」(企業会計基準委員会実務対応		い」(企業会計基準委員会実務対応
報告第12号)に基づき、「付加価値		報告第12号)に基づき、「付加価値
額」及び「資本等の金額」に基づき		額」及び「資本等の金額」に基づき
算定された法人事業税について、当		算定された法人事業税について、当
中間会計期間から中間損益計算書中		事業年度から損益計算書中の「営業
の「営業経費」に含めて表示してお		経費」に含めて表示しております。
ります。		

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)

- 1 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は4,625百万円、延滞債権額は 70,428百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は381百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は54,489百万円でありま

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 129,925百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

- 1 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は3,096百万円、延滞債権額は 38,654百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は220百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は44,589百万円でありま

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 86,560百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 前事業年度末 (平成17年3月31日)

- 1 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額 は3,758百万円、延滞債権額は 41,655百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額217百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は41,173百万円でありま す。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 86,804百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。 前中間会計期間末(平成16年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱り」 (日本公認会計士協会業種別以外のでは、1000円でありますが、その額面金額は、34,731百万円であります適用に関行業によりであります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 105,010百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,007百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 36,602百万円を差入れておりま

また、動産不動産のうち保証金権利金は809百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は11百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関いる会計上及び監査上の取扱別」 (日本公認会計士協会業基列に基本の取扱別」を表してが、できまりでありまりできる権利をは、できる権利を対しておりまけりできる権利を有りますが、その額面金銀い、31,350百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 114,641百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,103百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 55,786百万円を差入れておりま す。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は791百万円、その他 資産のうち先物取引差入証拠金 は33百万円であります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

前事業年度末 (平成17年3月31日)

- 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱別」 (日本公認会計士協会業種別以別監査委員会報告第24号)におり受けるのできまでは、10受手形、荷付売りできまででできる権利を有してが、その額面金額りますが、その額面金額、37,115百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 有価証券 115,600百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,162百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 46,664百万円を差入れておりま す。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に予め 定めている行内手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

前中間会計期間末 (平成16年9月30日) 当中間会計期間末 (平成17年9月30日) 前事業年度末 (平成17年3月31日)

10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額にの いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 日は建第3条第3項に宝

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官がて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,240百万円 【価償却要計類

- 11 動産不動産の減価償却累計額 22,155百万円
- 12 動産不動産の圧縮記帳額 4,119百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額

4百万円)

13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金26,000百万円が含まれており ます。

- 9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は77百万円、繰延ヘッジ利益の総額は23百万円であります。
- 10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官がて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

13,855百万円

- 11 動産不動産の減価償却累計額 22,720百万円
- 12 動産不動産の圧縮記帳額

4,119百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金26,000百万円が含まれており ます。

- 9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は83百万円、繰延ヘッジ利益の総額は21百万円であります。
- 10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律 施行令(平成10年3月31日公 布政令第119号)第2条第4号 に定める地価税法(平成3年 法律第69号)第16条に規定 る地価税の課税価格の計算の 基礎となる土地の価額を算定 するために国税庁長官がて公表した方法に基づいて、 奥行価格補正等合理的な調整 を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額12,240百万円

- 11 動産不動産の減価償却累計額 22.418百万円
- 12 動産不動産の圧縮記帳額 4,119百万円 (当事業年度圧縮記帳額4百万円)
- 13 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金26,000百万円が含まれており ます。

(中間損益計算書関	<b>l係</b> )
前中間会計期 (自 平成16年4月 至 平成16年9月	_ 1 日
1 減価償却実施額に りであります。	は下記のとお
建物・動産	478百万円
その他	514百万円
2 その他経常費用に	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
償却1,872百万円を   ます。 	含んでおり
3 特別利益には、貸	
崩額819百万円及び	
立益705百万円を含   す。	んじおりま
4 特別損失には、	
1,458百万円及び退	
導入に伴う会計基準 の費用処理額1,080	
にソフトウェアの『	
万円を含んでおりま	
5 継続的な地価の下	, , , , , , , , , ,
投資額の回収が見込	
たことに伴い、以下 いて帳簿価額を回収	
で減額し当該減少額	
1	

## (高知県内) 主な用途

		( 1 7 7 1 3 7	
営業店舗	土地及び		77
6 力店	建物	(うち土地	44
		(うち建物	33
遊休資産	土地及び		669
11力所	建物	(うち土地(	625
		(うち建物	44
(高知県外)			
主な用途	種類	減損損失	
土は用述	作里天共	(百万円)	
営業店舗	土地及び	;	381
5 カ店	建物	(うち土地:	343
		(うち建物	37
遊休資産	土地及び		329
9 カ所	建物	(うち土地:	325
9 カ所	建物	<ul><li>(うち土地 (</li><li>(うち建物 )</li></ul>	325 4

円(うち土地1,338百万円、建物

119百万円)を減損損失として特

減損損失

(百万円)

別損失に計上しております。

種類

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。

当資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

### 当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

466百万円

583百万円

建物・動産 その他

- 2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額5,481百万円及び貸 出金償却1,560百万円を含んで おります。
- 3 特別利益には、償却債権取立 益531百万円を含んでおりま

### 前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

Ⅰ 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 その他

983百万円 1,053百万円

- 3 その他の特別利益は、貸倒引 当金取崩額2,214百万円であり ます。
- 4 その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額2,160百万円並びにソフトウェアの除却損351百万円であります。
- 5 継続的な地価の下落等により 投資額の回収が見込めなくなっ たことに伴い、以下の資産につ いて帳簿価額を回収可能価額ま で減額し当該減少額1,458百万円(うち土地1,338百万円、建物 119百万円)を減損損失として特 別損失に計上しております。

### (高知県内)

主な用途	種類	減預預矢 (百万円)	
営業店舗	土地及び	7	7
6 カ店	建物	(うち土地 4	4)
		(うち建物 3	3)
遊休資産	土地及び	669	9
11力所	建物	(うち土地 62	5)
		(うち建物 4	4)
(高知県外)			
士か田冷	插粘	減損損失	
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	
主な用途 営業店舗	種類 土地及び		1
		(百万円)	٠.
営業店舗	土地及び	(百万円) 38 (うち土地 34	٠.
営業店舗	土地及び	(百万円) 38 (うち土地 34	3) 7)
営業店舗 5 カ店	土地及び建物	(百万円) 38 (うち土地 34 (うち建物 3	3) 7) 9
営業店舗 5 力店 遊休資産	土地及び 建物 土地及び	(百万円) 38 (うち土地 34: (うち建物 3 32: (うち土地 32:	3) 7) 9

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。

当資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額

動産

取得価額相当額

6,866百万円

減価償却累計額 相当額

3,149百万円

減損損失累計額

减損損失系計額 相当額

百万円

中間会計期間末残高相当額

3,716百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残高 が有形固定資産の中間会計期 間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によ っております。
- ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1 年内 955百万円 1 年超 2,761百万円 合計 3,716百万円

- (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
- ・リース資産減損勘定の中間会計 期間末残高

百万円

- ・当中間会計期間の支払リース料 532百万円
- ・リース資産減損勘定の取崩額 百万円
- ・減価償却費相当額

532百万円

・減損損失

百万円

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。 当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び中間会計期間末残 高相当額

取得価額相当額

動産 5,857百万円 その他 132百万円 合計 5,990百万円

減価償却累計額相当額

動産 2,668百万円 その他 120百万円 合計 2,788百万円

減損損失累計額相当額

動産百万円その他百万円合計百万円

中間会計期間末残高相当額

動産3,188百万円その他12百万円合計3,201百万円

・未経過リース料中間会計期間末残 高相当額

1 年内 878百万円 1 年超 2,451百万円 合計 3,330百万円

合計 3,330百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期 間末残高

百万円

・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失

支払リース料<br/>リース資産減損<br/>勘定の取崩額<br/>減価償却費相当額540百万円<br/>百万円数479百万円支払利息相当額<br/>減損損失54百万円

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

前事業年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額、減損損失累 計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額

動産 5,725百万円 その他 276百万円 合計 6,001百万円

減価償却累計額相当額

動産2,560百万円その他246百万円合計2,806百万円

減損損失累計額相当額

動産百万円その他百万円合計百万円

期末残高相当額

動産3,164百万円その他30百万円合計3,195百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内 860百万円 1年超 2,468百万円 合計 3,328百万円

・リース資産減損勘定の期末残高

百万円

・支払リース料、リース資産減損勘 定の取崩額、減価償却費相当額、 支払利息相当額及び減損損失

支払リース料<br/>リース資産減損<br/>勘定の取崩額<br/>減価償却費相当額1,111百万円<br/>百万円変払利息相当額985百万円支払利息相当額113百万円減損損失百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によって おります。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取 得価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。

# (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの前中間会計期間末(平成16年9月30日)該当ありません。 当中間会計期間末(平成17年9月30日)該当ありません。 前事業年度末(平成17年3月31日)該当ありません。

## (2) 【信託財産残高表】

資産					
	前中間会 (平成16年	計期間末 9月30日)	当中間会 (平成17年	計期間末 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
有価証券	25	55.12	25	59.65	
信託受益権					
現金預け金	20	44.88	16	40.35	
合計	45	100.00	41	100.00	

負債				
	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	45	100.00	41	100.00
合計	45	100.00	41	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 百万円、当中間会計期間末 百万円
  - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

## (3) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成17年11月22日開催の取締役会において、第192期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額

544百万円

1株当たりの中間配当金

2 円50銭

# 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

事業年度 有価証券報告書 自 平成16年4月1日 平成17年6月29日 至 平成17年3月31日 関東財務局長に提出。 及びその添付書類 (第191期) 有価証券報告書 事業年度 自 平成16年4月1日 平成17年11月24日 至 平成17年3月31日 関東財務局長に提出。 の訂正報告書 (第191期)

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成16年12月17日

株式会社四国銀行 取締役会 御中

## 新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 重 松 孝 司 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 出 検 次 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社四国銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成17年12月16日

株式会社四国銀行 取締役会 御中

## 新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 重 松 孝 司 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 出 検 次 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社四国銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成16年12月17日

株式会社四国銀行 取締役会 御中

## 新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 重 松 孝 司 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 出 検 次 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社四国銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第191期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社四国銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成17年12月16日

株式会社四国銀行 取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 重 松 孝 司業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 出 検 次 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社四国銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第192期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社四国銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上